

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年8月31日提出
【発行者名】	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 文夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル
【事務連絡者氏名】	久保田 智之 連絡場所 東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル
【電話番号】	03-5542-7000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型 ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型 ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型 （総称を「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・ シリーズ」とします。）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	各ファンドについて、5,000億円を上限とし、合計で1兆 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型（愛称：「ゼニガメ」）

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型（愛称：「ウミガメ」）

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型（愛称：「ミノガメ」）

（注1）上記の総称を「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・シリーズ」とし、以下「当ファンド」もしくは「当ファンド・シリーズ」ということがあります。

（注2）以下「各ファンド」もしくは「安定型」、「バランス型」、「積極型」という場合、上記それぞれのファンドを指しているものとします。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧にともなわれる予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）ユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「委託者」もしくは「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて、発行価額の総額が5,000億円となる口数を上限とし、合計で1兆5,000億円となる口数を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日₁の翌営業日の基準価額₂とします。

基準価額は、販売会社または後記「照会先」にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

- 1 後記「（12）その他 取得申込受付」の日を指します。また、取得申込受付日当日が、後記「（12）その他 お申込受付中止日」にあたる場合には、お申込みの受付はいたしません。
- 2 「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示されることがあります。

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込口数を乗じて得た額に、3.15%₁（税抜3.00%）の率を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

ただし、自動けいぞく投資コース₂を選択した場合の収益分配金の再投資にかかる当ファンドの取得申込に手数料はかかりません。

- 1 消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。なお、税率の変更に応じて金額が変わることがあります。
- 2 自動けいぞく投資コースとは、自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する

契約を含みます。)に基づき、収益分配金をファンドの決算毎に自動的にそのファンドに再投資するコースです。販売会社によっては、取扱いがない場合があります。

詳しくは、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

1口または1円単位として販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成23年9月1日から平成24年8月30日まで

(注) 上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社にてお申込みいただけます。

販売会社については、後記「照会先」の委託会社にてご確認ください。

(9) 【払込期日】

取得のお申込みをされる方は、お申込金額およびお申込手数料(税込)を販売会社が定める日までにお支払いください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社(信託契約にかかる受託者であり、以下「受託者」もしくは「受託会社」ということがあります。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として上記「(8) 申込取扱場所」と同じです。

ご不明な場合は、お申込みの販売会社または、後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

日本国以外の国・地域における募集

該当事項はありません。

申込証拠金

該当事項はありません。

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用

該当事項はありません。

取得申込受付

販売会社の営業日¹の午後3時までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われるお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によって、受付時間等の取扱いが別に定められている場合は、そちらが優先されます。

¹ 後記「お申込受付中止日」を除きます。

お申込受付中止日

取得申込日が以下に該当する場合には、受益権の取得のお申込みはできません。（また、該当日には解約請求のお申込みも出来ません。）

- ・ニューヨークもしくはロンドンの各取引所の休業日
- ・ニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消することがあります。

照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・シリーズ（以下「ファンド」もしくは「当ファンド・シリーズ」ということがあります。）は、主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）に投資します。

投資目的や投資可能期間に応じて以下の3つのファンドから選択することができます。

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型（愛称：ゼニガメ）

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型（愛称：ウミガメ）

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型（愛称：ミノガメ）

以下「各ファンド」、「当ファンド」もしくは「安定型」、「バランス型」、「積極型」という場合は、それぞれのファンドを指します。

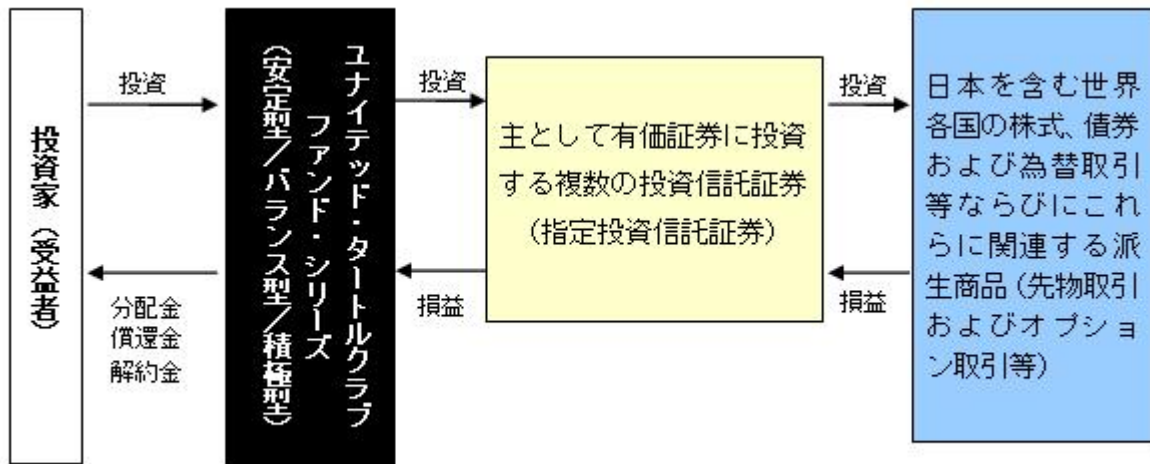
「各ファンド」の詳細につきましては、後述「各ファンドの概要」をご参照ください。

(2)【ファンドの沿革】

平成13年6月1日	信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
平成17年10月31日	ファンド名称を「UAMタートルクラブ・ファンド・安定型（愛称：ゼニガメ）」「UAMタートルクラブ・ファンド・バランス型（愛称：ウミガメ）」「UAMタートルクラブ・ファンド・積極型（愛称：ミノガメ）」からそれぞれ「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型（愛称：ゼニガメ）」「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型（愛称：ウミガメ）」「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型（愛称：ミノガメ）」に変更
平成18年9月12日	投資対象に「アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル（適格機関投資家向け）」を、組入れ投資信託証券に「ユナイテッド日本株式マザーファンド」を追加
平成21年6月12日	投資対象の変更、一部解約の支払い開始日の変更、追加設定および一部解約（換金）にかかる受付中止日の変更、信託報酬率の変更

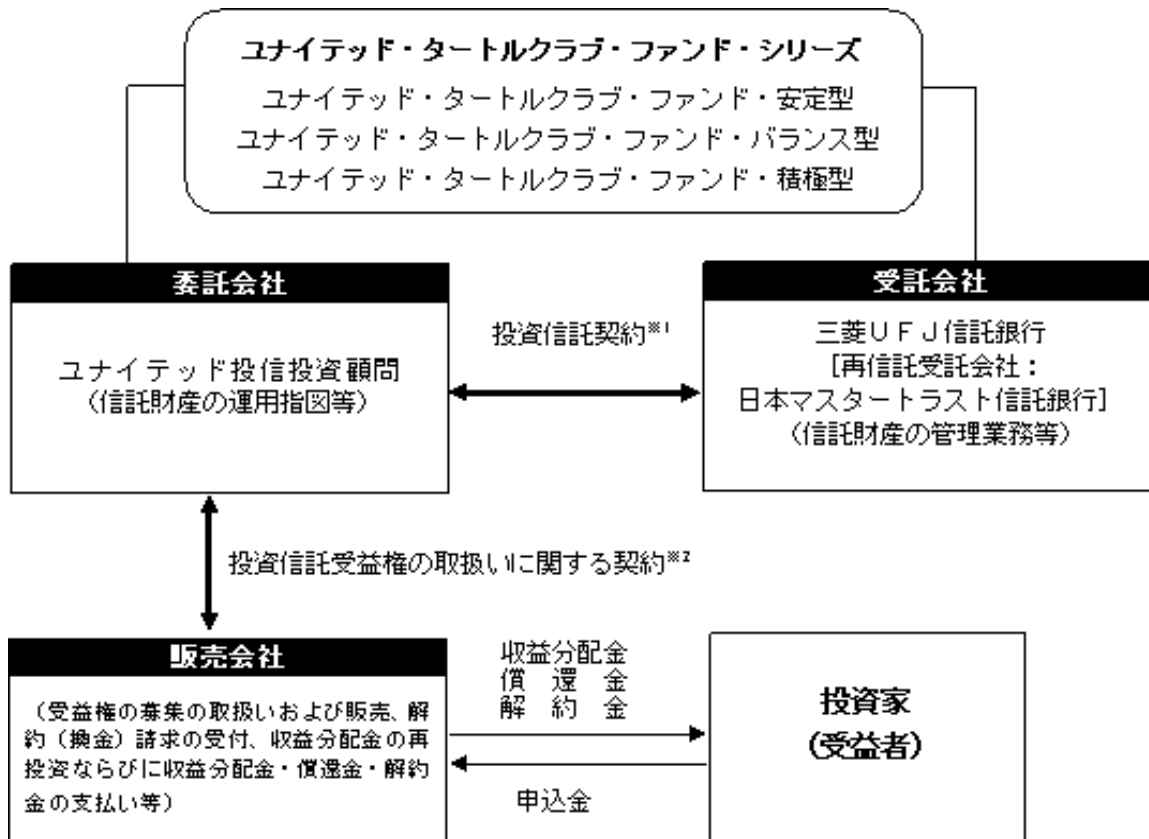
(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



※上図は、あくまで例示をもって理解を深めていただくためのイメージです。

ファンドの関係法人



- 1 投資信託の組成をするにあたって委託会社と受託会社が結ぶ契約のこと。投資信託の具体的な仕組みや運用方針、信託財産の運営・管理方法などの細目が定められています。
- 2 投資信託の販売等に関して委託会社と販売会社との間で結ぶ契約のこと。投資信託受益権の募集の取扱い、解約請求の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・解約金の支払いに関する事務手続等が定められています。

<各ファンドの概要>

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型（愛称：ゼニガメ）

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の長期成長と安定的に収益を獲得することを目指します。

信託金の限度額

受託会社と合意の上、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、「追加型投信／内外／資産複合」に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載をしており、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

・商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり
一般	年2回	(日本を含む)		()
大型株	年4回	日本	ファンド・オブ・	なし
中小型株	年6回	北米	ファンズ	
債券	(隔月)	欧州		
一般	年12回	アジア		
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米		
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット属性	()	中近東		
()		(中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産				
(投資信託証券)				

収益の源泉となる資産ではなく、組入れている資産そのものについての属性区分を記載しております。当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして、投資信託証券を直接の投資対象としております。このため、上記属性区分表においては「その他資産（投資信託証券）」に分類されており、商品分類表の投資対象資産とは異なります。

・属性区分の定義

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	なし	信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

ファンドの特色

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）に積極的に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。なお、投資信託証券への投資にあたっては、信託約款に定める「別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）」の中から選択した投資信託証券に分散投資を行うことを基本とします。また、組入れる指定投資信託証券については、適宜見直しを行います。

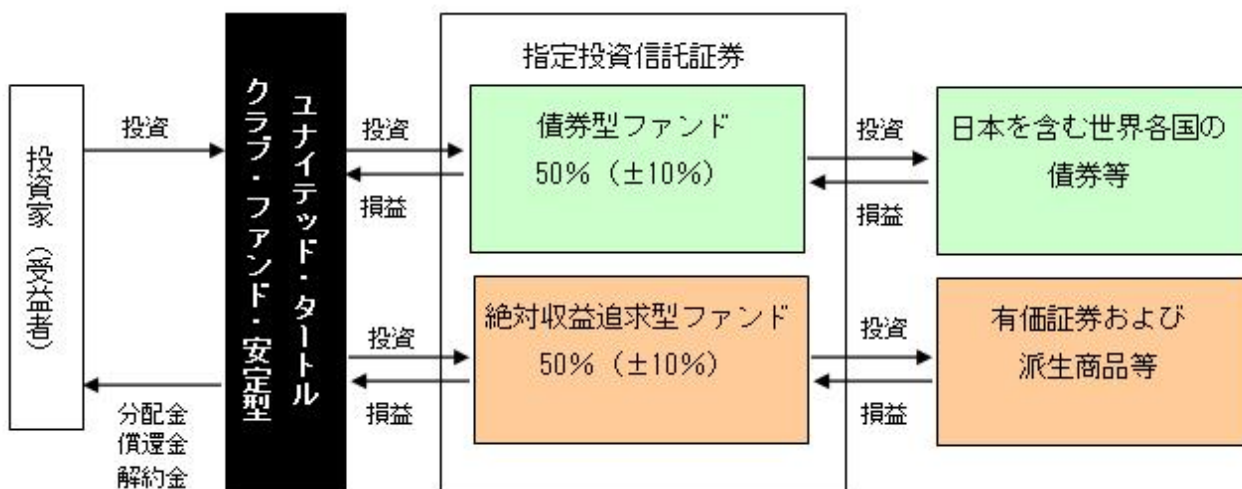
指定投資信託証券は、その収益の源泉の違いにより、「債券型ファンド」、「株式型ファンド」および「絶対収益追求型ファンド」に分類されます。

（指定投資信託証券分類の定義）

債券型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に債券を源泉とするファンドをいいます。
株式型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に株式を源泉とするファンドをいいます。
絶対収益追求型ファンド	特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す、もしくは、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドをいいます。

上記定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を参考に、委託会社が定義したものです。

指定投資信託証券への投資は、「債券型ファンド」への投資配分比率を信託財産の純資産総額の概ね50%程度±10%、「絶対収益追求型ファンド」への投資配分比率を信託財産の純資産総額の概ね50%程度±10%とすることを基本とします。



（注）市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

上図は、あくまで例示をもって理解を深めていただくためのイメージです。

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型（愛称：ウミガメ）

ファンドの目的

当ファンドは、リスクの低減を図りながら、信託財産の長期成長と安定的に収益を獲得することを目指します。

信託金の限度額

受託会社と合意の上、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、「追加型投信 / 内外 / 資産複合」に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載をしており、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
---------	--------	---------------

単位型 追加型	国内	株式
	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

・商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり
一般	年2回	(日本を含む)		()
大型株	年4回	日本	ファンド・オブ・	なし
中小型株	年6回	北米	ファンズ	
債券	(隔月)	欧州		
一般	年12回	アジア		
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米		
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット属性	()	中近東		
()		(中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産				
(投資信託証券)				

収益の源泉となる資産ではなく組入れている資産そのものについての属性区分を記載しております。当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして、投資信託証券を直接の投資対象としております。このため、上記属性区分表においては「その他資産（投資信託証券）」に分類されており、商品分類表の投資対象資産とは異なります。

・属性区分の定義

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	なし	信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

ファンドの特色

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）に積極的に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。なお、投資信託証券への投資にあたっては、信託約款に定める「別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）」の中から選択した投資信託証券に分散投資を行うことを基本とします。また、組入れる指定投資信託証券については、適宜見直しを行います。

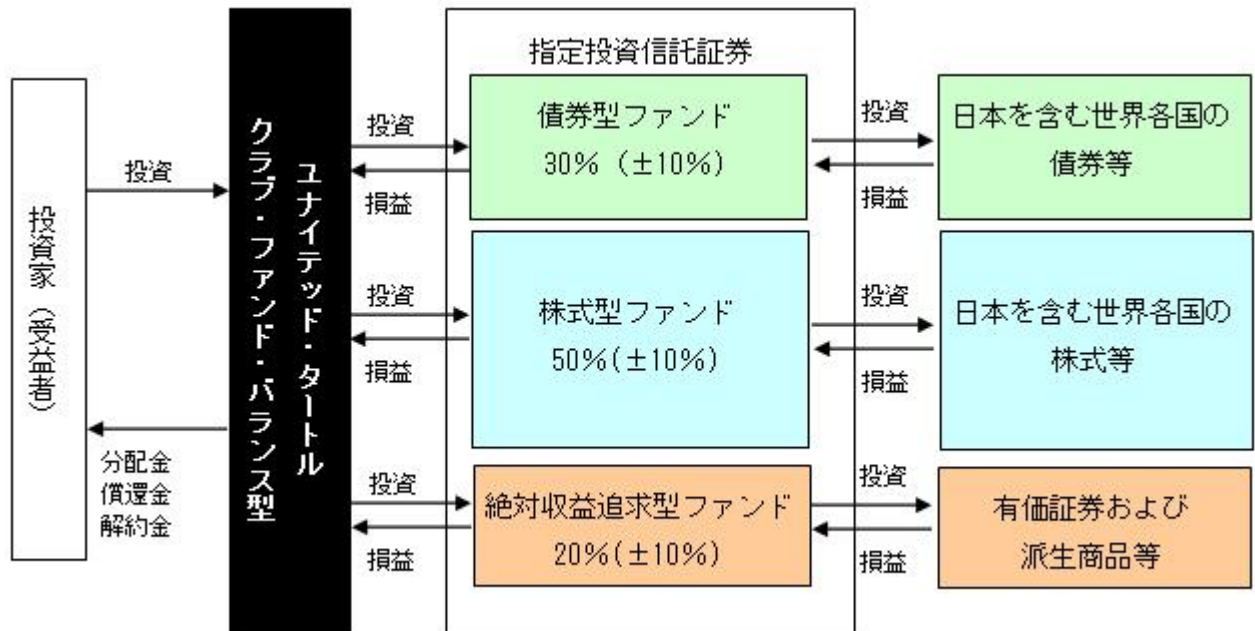
指定投資信託証券は、その収益の源泉の違いにより、「債券型ファンド」、「株式型ファンド」および「絶対収益追求型ファンド」に分類されます。

（指定投資信託証券分類の定義）

債券型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に債券を源泉とするファンドをいいます。
株式型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に株式を源泉とするファンドをいいます。
絶対収益追求型 ファンド	特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す、もしくは、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドをいいます。

上記定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を参考に、委託会社が定義したものです。

指定投資信託証券への投資は、「債券型ファンド」への投資配分比率を信託財産の純資産総額の概ね30%程度±10%、「株式型ファンド」への投資配分比率を信託財産の純資産総額の概ね50%程度±10%、「絶対収益追求型ファンド」への投資配分比率を信託財産の純資産総額の概ね20%程度±10%とすることを基本とします。



(注) 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。
上図は、あくまで例示をもって理解を深めていただくためのイメージです。

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型（愛称：ミノガメ）

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の長期成長を目指します。

信託金の限度額

受託会社と合意の上、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、「追加型投信/内外/株式」に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載をしており、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国内	株式
	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

・商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり
一般	年2回	(日本を含む)		()
大型株	年4回	日本	ファンド・オブ・	なし
中小型株	年6回	北米	ファンズ	
債券	(隔月)	欧州		
一般	年12回	アジア		
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米		
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット属性	()	中近東		
()		(中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産				
(投資信託証券				
(株式))				

収益の源泉となる資産ではなく組入れている資産そのものについての属性区分を記載しております。当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして、投資信託証券を直接の投資対象としております。このため、上記属性区分表においては「その他資産（投資信託証券（株式））」に分類されており、商品分類表の投資対象資産とは異なります。

・属性区分の定義

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式))	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	なし	信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

ファンドの特色

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）に積極的に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。なお、投資信託証券への投資にあたっては、信託約款に定める「別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）」の中から選択した投資信託証券に分散投資を行うことを基本とします。また、組入れる指定投資信託証券については、適宜見直しを行います。

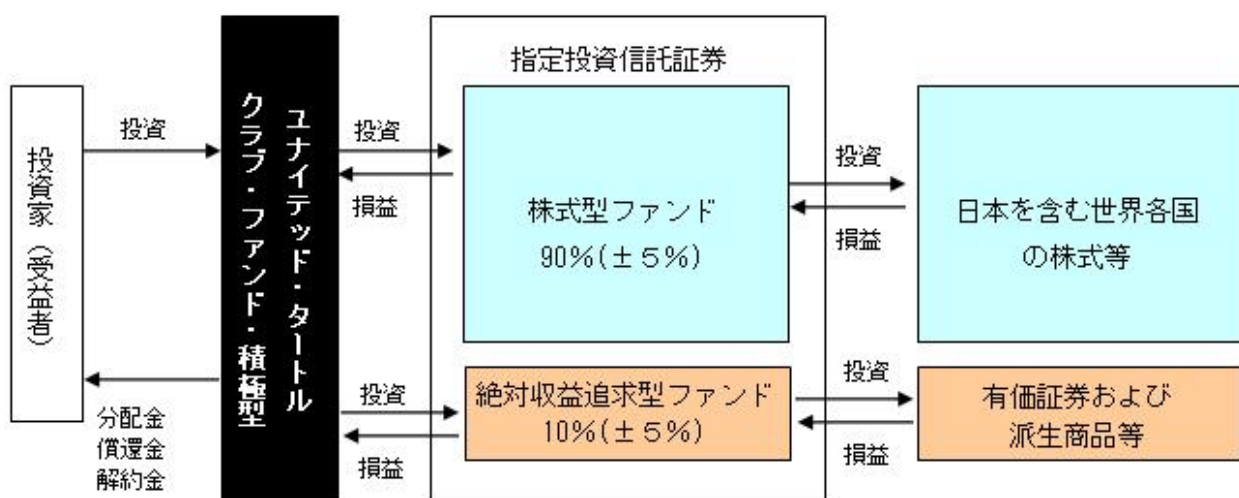
指定投資信託証券は、その収益の源泉の違いにより、「債券型ファンド」、「株式型ファンド」および「絶対収益追求型ファンド」に分類されます。

（指定投資信託証券分類の定義）

債券型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に債券を源泉とするファンドをいいます。
株式型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に株式を源泉とするファンドをいいます。
絶対収益追求型ファンド	特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す、もしくは、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドをいいます。

上記定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を参考に、委託会社が定義したものです。

指定投資信託証券への投資は、「株式型ファンド」への投資配分比率を信託財産の純資産総額の概ね90%程度±5%、「絶対収益追求型ファンド」への投資配分比率を信託財産の純資産総額の概ね10%程度±5%とすることを基本とします。



（注）市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

上図は、あくまで例示をもって理解を深めていただくためのイメージです。

<参考> 指定投資信託証券について

指定投資信託証券

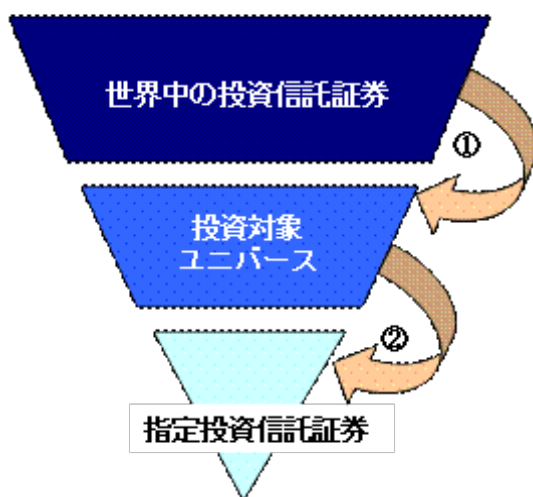
各ファンドの信託約款に定める指定投資信託証券は、以下の通りです。

各指定投資信託証券の詳細は、「＜参考＞ファンドが投資する投資信託証券の概要」をご参照ください。

分類	指定投資信託証券の名称
債券型ファンド	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け） ユナイテッド・グローバル債券ベビーファンド（適格機関投資家向け） ユナイテッド・アジア債券ファンド（適格機関投資家向け）
株式型ファンド	日経225連動型上場投資信託 ユナイテッド日本株式ベビーファンド（適格機関投資家向け） プレミアム・エクイティ・ファンド（適格機関投資家向け） パワーシェアーズQQQ 欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド（適格機関投資家向け） db x-trackers MSCI エマージング・マーケット TRN インデックス V Pアジアバリューストックファンド（適格機関投資家向け） iシェアーズMSCIパシフィック（除く日本）・インデックス・ファンド
絶対収益追求型 ファンド	トランストrend・スタンダード・リスク・シリーズ・トラスト・クラスA TSR ユニット QED日本株アルファ・ストラテジー・ファンド（適格機関投資家向け） QED日本株ベータ・コントロール・ファンド（適格機関投資家向け） アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル（適格機関投資家向け） ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド

上記は、平成23年8月31日現在のものです。指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しが行われます。その際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券（新たに設定される投資信託証券も含まれます。）が指定投資信託証券として指定される場合があります。なお、指定投資信託証券は、必ず組入れられるとは限りません。

指定投資信託証券の選定方法



当ファンドの投資対象である投資信託証券の選定は、①投資対象ユニバースの決定、②指定投資信託証券の決定といったプロセスを経て行われます。

①「投資対象ユニバース」の決定

当ファンドは、各アセットクラスユニバースの中からファンドの運用体制や流動性などを条件に絞り込みを行い「投資対象ユニバース」を決定します。

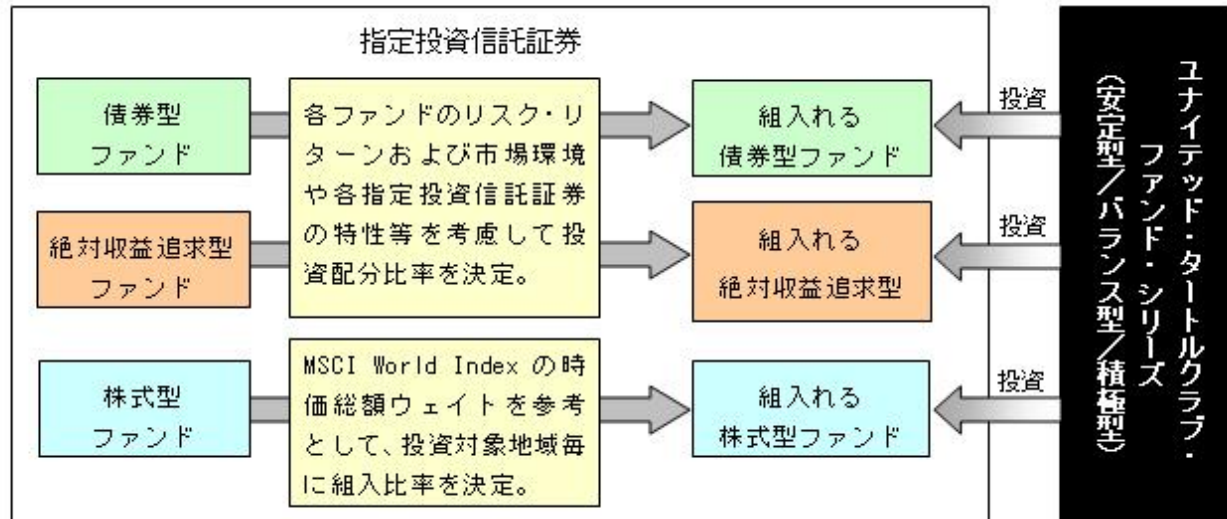
②「指定投資信託証券」の決定

「投資対象ユニバース」の中から、定性的および定量的にパフォーマンス評価を行い「指定投資信託証券」を決定します。

上図は、あくまでも例示をもって理解を深めていただくためのイメージです。

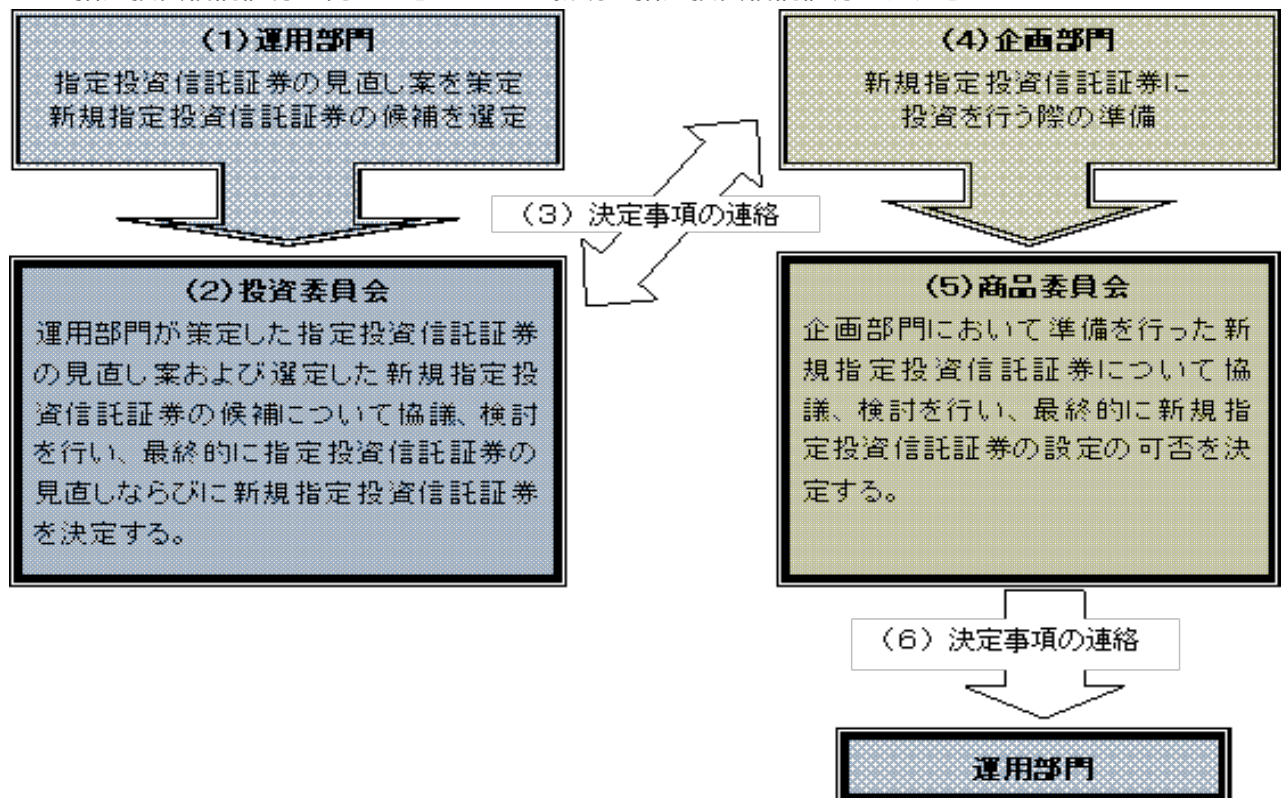
- ・ 定性評価においては、投資信託証券の過去の実績（Performance）、マネージャの経歴（People）、運用哲学（Philosophy）、ベンチマーク比較（Peer Comparison）、実際のポートフォリオの整合性（Portfolio）の5Pを総合的に評価します。
- ・ 定量評価においては、特に、1リスク当りのリターン、最大ドローダウン等に注目して、ファンドのパフォーマンスを評価します。

ポートフォリオの構築方法



上図は、あくまでも例示をもって理解を深めていただくためのイメージです。

「指定投資信託証券の見直し」および「新規の指定投資信託証券の選定」について



上図は、あくまでも例示をもって理解を深めていただくためのイメージです。

委託会社等の概況

(A) 資本金 11億5,500万円（平成23年7月31日現在）

(B) 沿革

平成11年9月17日

米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立

平成11年10月26日	証券投資信託委託業の認可取得
平成12年10月6日	オールド・ミューチュアル（U.S.）ホールディングス・インクの傘下となる。
平成16年1月20日	投資顧問会社として登録
平成17年3月30日	日本アジアホールディングズ株式会社の傘下となる。
平成17年10月31日	投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更
平成19年9月30日	金融商品取引業者として登録

(C) 大株主の状況

(平成23年7月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
日本アジアホールディングズ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル5階	4,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンド・シリーズの投資方針は、以下の通りです。

この投資信託は、主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）に積極的に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

投資信託証券への投資にあたっては、信託約款に定める「別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）」の中から選択した投資信託証券に分散投資を行うことを基本とします。

指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しが行われます。その際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券（新たに設定される投資信託証券も含みます。）が指定投資信託証券として指定される場合があります。

指定投資信託証券は、その収益の源泉の違いにより、「債券型ファンド」、「株式型ファンド」および「絶対収益追求型ファンド」に分類されます。

（指定投資信託証券の分類の定義）

債券型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に債券を源泉とするファンドをいいます。
株式型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に株式を源泉とするファンドをいいます。
絶対収益追求型 ファンド	特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す、もしくは、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドをいいます。

上記定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を参考に、委託会社が定義したものです。

<参考> 各ファンドにおける投資する指定投資信託証券の投資配分比率

	投資する指定投資信託証券の分類	投資配分比率
安定型	債券型ファンド	50%（±10%）
	絶対収益追求型ファンド	50%（±10%）
バランス型	債券型ファンド	30%（±10%）
	株式型ファンド	50%（±10%）
	絶対収益追求型ファンド	20%（±10%）
積極型	株式型ファンド	90%（±5%）
	絶対収益追求型ファンド	10%（±5%）

各ファンドの信託財産の純資産総額に対して、概ね上記投資配分比率にて投資を行います。

投資信託証券への投資にあたっては、市場環境の変化に応じて、指定投資信託証券の中から選択した投資信託証券に分散投資を行うことを基本とします。また、各ファンドが組入れる投資信託証券については、適宜見直しを行います。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

市場動向、資金動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

当ファンド・シリーズの投資対象は、以下の通りです。

投資の対象とする資産の種類

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形
 - ハ．金銭債権
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する債券
- 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）
- 5．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債券
- 6．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 7．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

<参考> ファンドが投資する投資信託証券の概要

当ファンド・シリーズが投資を行う指定投資信託証券の概要は、以下の通りです。

<債券型ファンド>

ファンド名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド日本債券マザーファンド

投資方針・特色	<p>信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。</p> <p>マザーファンドへの投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。主としてマザーファンドを通じて、わが国の発行する債券を中心に投資を行い、NOMURA-BPI総合指数を上回る運用成果を目指します。</p> <p>わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。</p> <p>A A格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。</p> <p>市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.21%（税抜年0.20%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問
受託会社	三菱UFJ信託銀行

ファンド名	ユナイテッド・グローバル債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド・グローバル債券マザーファンド
投資方針・特色	<p>マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の政府、政府機関等の発行する債券を中心に投資を行います。</p> <p>マザーファンドはシティグループ世界国債インデックス（除く日本/円ヘッジ無し・円ベース）を上回る運用成果を目指します。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>市況動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.21%（税抜年0.20%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問
受託会社	三菱UFJ信託銀行

ファンド名	ユナイテッド・アジア債券ファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	<p>以下に掲げるマザーファンド受益証券を主要投資対象とします（以下、以下に掲げるマザーファンド受益証券を「各マザーファンド」という場合があります。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中国・元・マザーファンド」 ・「インド・ルピー・マザーファンド」 ・「インドネシア・ルピア・マザーファンド」 ・「フィリピン・ペソ・マザーファンド」 ・「タイ・バーツ・マザーファンド」 ・「ベトナム・ドン・マザーファンド」

投資方針・特色	<p>安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>各マザーファンドへの投資を通じて、実質的にアジア各国の現地通貨建てのソブリン債券等（ソブリン債券等には、国債や政府機関が発行する債券のほか、地方債、世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関が発行する債券も含まれます。）に投資を行います。</p> <p>各マザーファンドへの投資配分比率は等配分を基本とします。また、半年毎に投資配分比率が等配分となるようにリバランスを行います。</p> <p>投資対象国のなかには、制度上の規制、流動性および効率性の観点から現地通貨建ての債券に直接投資を行うことが困難または適当でないと判断される場合があります。そのような場合には、当該投資対象国の現地通貨建てソブリン債券等に直接投資を行なうことと概ね同等の投資効果が期待されるユーロ円債への投資または直物為替先渡取引の一類型であるノン・デリバラブル・フォワード（NDF）等を通じて投資を行いません。</p> <p>各マザーファンドの合計組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>市場動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5145%（税抜 0.49%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問
受託会社	野村信託銀行

< 株式型ファンド >

ファンド名	日経225連動型上場投資信託
投資方針・特色	日経225に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行い、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を日経225における個別銘柄の株数の比率に維持することを目的とした運用を行い、日経225に連動する投資成果を目指します。
上場証券取引所	大阪証券取引所
信託報酬	純資産総額に対して、年率0.252%（税抜0.24%）以内
上場日	2001年7月9日

ファンド名	ユナイテッド日本株式ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド日本株式マザーファンド
投資方針・特色	<p>信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に投資を行います。</p> <p>東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、投資スタイルや大型・小型株等の銘柄属性に制約を設けることなく、市場の変化を捉えながら、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。</p> <p>業種別配分に関しては、ベンチマークの構成比率を参考としつつ、業種別株価・収益動向分析を勘案して、機動的に変更します。銘柄選択に関しては、定量アプローチ（数種類のファクター（各業種毎に説明力が高いもの、市場全体に説明力が高いもの、現在の市場が選好しているもの）による業種内スコアリング）と、定性アプローチ（需給分析、株主構成分析等）を組み合わせ、総合的に判断します。ポートフォリオ構築後、リスク指標のモニタリングを行います。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金化への対応や投資環境を考慮した上で委託者が適切と判断した場合には、機動的に対応する場合があります。</p> <p>市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>

信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5355%（税抜年0.51%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問
受託会社	三菱UFJ信託銀行

ファンド名	プレミアム・エクイティ・ファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	プレミアム・エクイティ・マザーファンド
投資方針・特色	<p>信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の株式（米国預託証券（ADR）を含みます。以下同じ。）に投資を行います。なお、米国以外の企業が発行する米国の取引所に上場、または取引所に準ずる市場で取引されている株式に投資する場合があります。</p> <p>バリュー、ファンダメンタルズおよびポジティブな事業モメンタムに着目したボトムアップ・アプローチにより銘柄を選定します。</p> <p>マザーファンドの信託財産の運用に関し、ロベコ インベストメント マネジメント社（Robeco Investment Management, Inc.：米国）に米国の株式の運用指図に関する権限を委託します。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。</p> <p>実質的な組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジは行いません。</p> <p>市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8610%（税抜年0.82%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問
受託会社	三菱UFJ信託銀行

ファンド名	パワーシェアーズ QQQ（英文名：Power Shares QQQ）
投資方針・特色	米国ナスダック市場上場銘柄のうち、代表的な100銘柄の指数の価額および運用実績に連動する投資成果を目指します。
上場証券取引所	ナスダック取引所（米国）
管理報酬	年率0.20%
上場日	1999年3月10日

ファンド名	欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	欧州株式ロウ・ボラティリティ・マザーファンド
投資方針・特色	<p>信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>マザーファンドへの投資を通じて、主としてMSCI EUROPEに含まれる欧州の株式に投資を行います。（なお、欧州以外の企業が発行する欧州各国の取引所に上場、または取引所に準ずる市場で取引されている株式に投資する場合があります。）</p> <p>マザーファンドの運用に際し、アナリティック社独自開発のリスクモデルにより投資ユニバースをランキングし、最適な低ボラティリティ・ポートフォリオを構成する為の低リスクで高めのリターンが見込まれる銘柄を選定します。</p> <p>マザーファンドの信託財産の運用に関し、アナリティック・インベスターズ・エルエルシー（Analytic Investors LLC.：米国）に欧州の株式の運用指図に関する権限を委託します。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。</p> <p>実質的な組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジは行いません。</p> <p>市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>

信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7455% (税抜年0.71%) の率を乗じて得た額とします。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問
受託会社	三菱UFJ信託銀行

ファンド名	db x-trackers MSCI エマージング・マーケットズTRNインデックス (英文名 : db x-trackers MSCI Emerging Markets TRN Index ETF)
投資方針・特色	新興国で構成されるMSCIエマージング・マーケットズ指数に概ね連動する投資成果を目指します。
上場取引所	ロンドン証券取引所 (英国)
管理報酬	年0.65%以内
上場日	2007年6月22日

ファンド名	V Pアジアバリューストックファンド (適格機関投資家向け)
主要投資対象	V Pアジア株式マザーファンド
投資方針・特色	<p>マザーファンド受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>運用にあたっては、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、以下の方針に基づき行います。</p> <p>a) MSCI AC ASIA (ex JAPAN) に含まれるアジア各国・地域の株式に投資を行います。アジア各国・地域以外の企業が発行するアジア各国・地域の取引所に上場または取引所に準ずる市場で取引されている株式もしくはアジア各国・地域の企業が発行する米国の取引所で取引されている米国預託証券 (ADR) に投資する場合があります。</p> <p>b) バリューストック・ファクターを用いたクオンツ・アプローチによる定量的評価およびファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ・アプローチによる定性的評価により本源的価値に比べ割安と判断される銘柄を選定します。</p> <p>c) マザーファンドの信託財産の運用に関し、Value Partners Hong Kong Limited. にアジア株式の運用に関する指図権限を委託します。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。市況動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
信託報酬等	<p>信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年1.0815% (税抜年1.03%) の率を乗じて得た額とします。</p> <p>上記のほか、ファンドの実質的な組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。</p>
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問
受託会社	住友信託銀行

ファンド名	i シェアーズ MSCI パシフィック (除く日本) ・インデックス・ファンド (英文名 : iShares MSCI Pacific Market Index Fund ex Japan)
投資方針・特色	MSCIパシフィック・フリー (除く日本) インデックスによって代表されるオーストラリア、香港、ニュージーランドおよびシンガポールの市場で取引される株式の価格および利回り実績と同等水準の投資成果を目指します。
上場取引所	N Y S E アーカ (米国)
管理報酬	年0.50%
上場日	2001年10月25日

< 絶対収益追求型ファンド >

ファンド名	トランストレンド・スタンダード・リスク・シリーズ・トラスト・クラス A T S R ユニット（英文名：TRANSTREND STANDARD RISK Series Trust CLASS A TSR UNITS（FOR FUND OF FUNDS ONLY））
ファンド形態	ケイマン籍契約型外国投資信託
投資方針・特色	株価指数・債券・通貨または原油・金属・農産物などの商品等、世界各国の取引所に上場されている様々な先物取引を主な投資対象とし、ダイバーシファイド・トレンド・プログラム・スタンダード・リスク（JPY）に基づき、トレンド・フォロー運用（方向性に追隨してポジションを構築する運用）を行います。
信託報酬等	管理報酬として、管理会社へ信託財産の純資産総額に対して年2.20%が当該信託財産から支払われます。なお、投資顧問会社への報酬は、管理会社が受取る管理報酬の中から支払われます。 上記のほか、信託財産の純資産総額に対して、受託会社報酬として、受託会社へ年0.02%（ただし、最低報酬20,000米ドル/年額）、管理事務代行報酬として管理事務代行会社へ信託財産の純資産総額に対して年0.05%および4,000ユーロ/月額、保管受託報酬として、保管受託会社へ年0.02%およびリスク管理報酬として、リスク管理会社へ信託財産の純資産総額に対して最大年0.20%（ただし、最低報酬2,500米ドル/月額）が当該信託財産から支払われます。 毎月の運用実績のハイ・ウォーター・マーク超過分に対して20%の実績報酬がかかります。
管理会社	ロベコ インスティテューショナル アセット マネジメント （Robeco Institutional Asset Management B.V.）
投資顧問会社	トランストレンド社（Transtrend B.V.） トレーディング・アドバイザーとして投資顧問業務を提供しています。
受託会社	Alternative Investments Services Limited
管理事務代行会社 及び保管受託会社	CACEIS Bank Luxembourg S.A.
リスク管理会社	RPM Risk & Portfolio Management AB

ファンド名	Q E D日本株アルファ・ストラテジー・ファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	Q E D日本株アルファ・ストラテジー・マザーファンド
投資方針・特色	安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 マザーファンドを通じて、日本の取引所に上場する株式等（株価指数連動投信（「ETF」）を含みます。）および株価指数先物ならびに株価指数オプション等の派生商品に投資を行います。 わが国の株式市場の非効率性に注目し、上昇期待値の高い株式を買い持ち、下落期待値の高い株式を売り持ちにすることにより、両者のスプレッドから収益をあげることを目指します。経済環境や株式市場の状況に関らず、統計的に優位な運用モデルを構築します。 マザーファンド受益証券の組入れ比率は、高位を保つことを基本とします。 マザーファンドの信託財産の運用に関しては、Q E Dインベストメント・パートナーズ株式会社から助言を受けます。 市場動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。
信託報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7245%（税抜年0.69%）の率を乗じて得た額とします。 毎年の実績に対して実績報酬が発生します。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問
受託会社	三菱UFJ信託銀行

ファンド名	Q E D日本株ベータ・コントロール・ファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	Q E D日本株ベータ・コントロール・マザーファンド

投資方針・特色	<p>安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>マザーファンドへの投資を通じて、主として、日本の取引所に上場する株式、株価指数連動型投信（以下、「ETF」といいます。）および派生商品（株価指数先物取引および株価指数オプション取引等）に投資を行います。</p> <p>日本の株式市場の中長期的な方向性および循環性に対して、統計的に有意なポジションを市場の期待リスク以下で構築するシステム運用を行い、中長期的に絶対リターンを得ること、ならびに市場パフォーマンスを上回ることを目的とします。</p> <p>当ファンドが投資する「QED日本株ベータ・コントロール・マザーファンド」の運用に関しては、QEDインベストメント・パートナーズ株式会社からの助言を受けます。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
信託報酬等	<p>信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7245%（税抜年0.69%）の率を乗じて得た額とします。</p> <p>毎年の実績に対して実績報酬が発生します。</p>
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問
受託会社	三菱UFJ信託銀行

ファンド名	アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル（適格機関投資家向け）
主要投資対象	欧州株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド
投資方針・特色	<p>信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。</p> <p>マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州株へ投資し、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。</p> <p>「マーケット・ニュートラル」という運用戦略を用い、主として欧州主要先進国16カ国の5,000銘柄以上について独自の計量モデルにより銘柄選定を行い、高ランク銘柄をロング（買付け）、低ランク銘柄をショート（借株を売付け）し、同時同額のロングおよびショートのポジションをつくることにより、欧州株式市場の騰落の動向に関わりなく、安定的な収益獲得を目指します。</p> <p>特定少数の銘柄・業種に集中するのではなく、多数の銘柄に分散させることにより、ポートフォリオ全体におけるリスクの低減を目指します。</p> <p>マザーファンドの信託財産の運用に関する権限を、アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーへ委託します。</p> <p>市場動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>
信託報酬	<p>信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.945%（税抜年0.90%）の率を乗じて得た額とします。</p>
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問
受託会社	三菱UFJ信託銀行

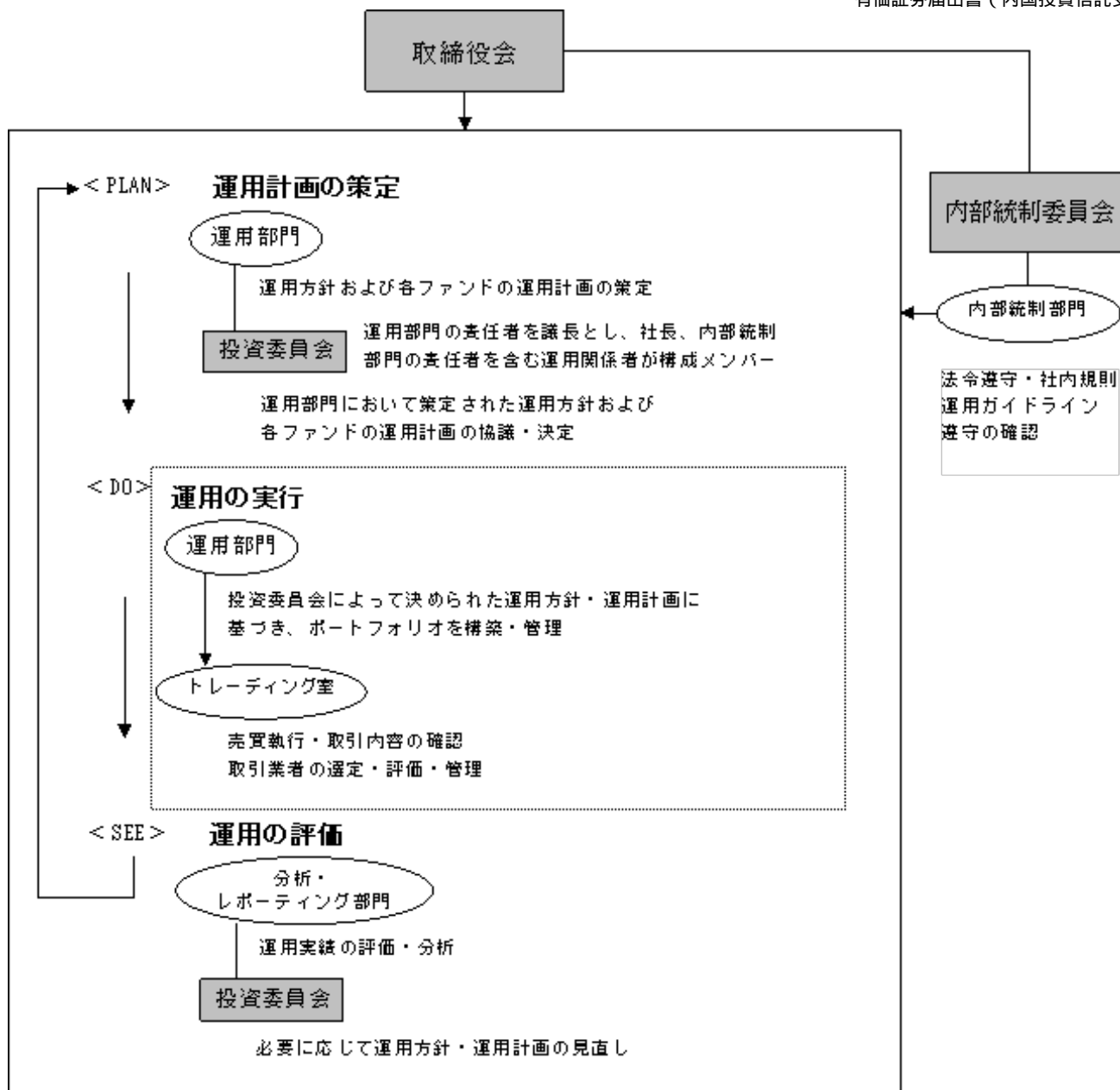
ファンド名	ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド
ファンド形態	ケイマン籍契約型外国投資信託
主要投資対象	<p>日本と米国の株式を主要投資対象とします。日本株式については、MSCIジャパンインデックス構成銘柄を、米国株式については、S&P500種株価指数構成銘柄を主要投資対象とします。</p>

投資方針・特色	<p>「マーケット・ニュートラル」という運用戦略を用い、主として日米の株式について、企業の収益性、成長性および安定性等を総合的に勘案して銘柄選定を行い、高ランク銘柄をロング（買いポートフォリオの構築）し、低ランク銘柄をショート（売りポートフォリオの構築）し、ほぼ同額のロングおよびショートのポジションをつくることにより、日米株式市場の騰落および金利の動向にかかわらず、安定的な収益の獲得を目指します。日米の株式についての期待収益率を独自の計量モデルで予測し、業種・投資金額・時価総額・ベータ値等のリスク特性管理を行い、徹底したリスク管理のもとで、個別銘柄リスクのみを付加価値の源泉とすることにより安定的な収益の獲得を目指し、信託財産の成長のため積極的運用を行います。</p> <p>エクイティ・スワップ、現物株式の買付け、借株した株式の売却等の手法を必要に応じて活用することにより、日米の株式について、純資産総額に対してそれぞれ最大2倍程度までの運用を行う買いポートフォリオと売りポートフォリオを組み合わせ、ファンド全体として戦略の分散を図り、日米株式市場の変動にかかわらず安定的な収益の獲得を目指します。日本株式部分と米国株式部分の投資割合は、同程度とすることを原則とします。ただし、この比率は将来的に変わる可能性があります。市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
信託報酬	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運用会社報酬 日々の純資産総額に対し、年率0.9%となっております。 2. 管理事務代行報酬 日々の純資産総額に対し、年率0.12%となっております（年率0.12%を乗じて得た金額が7,500,000円を下回る場合、当該フィーは、7,500,000円となります。）。 3. 受託会社報酬等 トラスティ・フィーにつきましては、年間12,500米ドルとなっております。その他にエクイティ・スワップに係るプライムブローカー・フィーが発生します。このプライムブローカー・フィーは、約定件数、預り資産額によって変動します。
運用会社	アナリティック・インベスターズ・エルエルシー
管理会社および登録会社	ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・アンド・バンキング（ヨーロッパ）・ピーエルシー
信託会社	ジーエーエス（ケイマン）リミテッド
プライム・ブローカーおよび保管会社	モルガン・スタンレー・アンド・コー・インターナショナル・リミテッド

（3）【運用体制】

各ファンドに共通する当社の運用体制は以下のとおりです。

運用組織、内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織



運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。

- ・投資信託委託会社の業務に係る業務方法書
- ・投資信託委託業務運営規程
- ・投資委員会運営規程
- ・ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則
- ・業者選定に関する規程
- ・引値保証取引に関する規則
- ・内部者取引管理規程
- ・役職員等が自己の計算で行う株式等の取引規程
- ・株主議決権行使に関する取扱い規程
- ・投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則

運用を担当する運用部門（7名程度）、顧客とのリレーションを担当する営業部門（6名程度）、商品開発、有価証券届出書・目論見書および法定運用報告書等の作成を担当する企画部門（3名程度）、ファンド計理を担当する業務部門（9名程度）、トレーディングを担当するトレーディング室（2名程度）、運用実績の評価・分析・情報開示（レポート）を担当する分析・レポート部門

（４名程度）ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門（３名程度）は、当社規程にしたがって、業務を分担しかつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託者（信託銀行）については、受託者が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

上記の運用体制は、平成23年7月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

各ファンドに共通する分配方針は以下の通りです。

毎決算日（毎年5月31日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。

分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用について、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用を行います。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

当ファンド・シリーズは、約款において以下の投資制限を設けております。

投資信託証券への投資制限（約款 運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

投資信託証券（外貨建の投資信託証券も含みます。）への投資割合には制限を設けません。

株式への投資制限（約款 運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

株式への直接投資は行いません。

デリバティブ取引の利用制限（約款 運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引の直接利用は行いません。

外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

資金の借入（約款第31条）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間（ただし、当該期間は5営業日を越えないものとします。）とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

3 【投資リスク】

（１）投資リスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンド・シリーズは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引ならびに派生商品（先物取引およびオプション取引等）に投資しておりますので、各ファンドの基準価額は変動します。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンド・シリーズは、各ファンドにおいて投資する投資信託証券および当該投資信託証券への投資配分比率が異なります。各ファンドおよび各ファンドが投資する投資信託証券の基準価額を変動させる要因の主なものは以下の通りですが、各ファンドによって、基準価額を変動させるリスク要因の重要度は異なりますのでご注意ください。

各ファンドまたは各ファンドが投資する投資信託証券の基準価額の変動要因の主なものは以下の通りです。

有価証券等の価格変動リスク

各ファンドおよび各ファンドが投資する投資信託証券は、株式や債券など値動きのある有価証券を組入れておりますので、当該投資信託証券が組入れる株式や債券の価格変動の影響を受けます。また、債券の市場価格は、概して金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。残存期間の長い債券の方が短い債券より金利の変化率が高い傾向にあります。株式や債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式や債券等の発行企業の経営状況等により変化します。その結果、各ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

為替変動リスク

投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には各ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、各ファンドは、原則として為替ヘッジを行いません。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない等、流動性の影響を受けます。一般に、流動性の低い有価証券は、より高い有価証券に比べ価格変動率が高くなる傾向があります。

各ファンドおよび各ファンドが投資する投資信託証券が保有する有価証券等において流動性が損なわれた場合、各ファンドの基準価額はその影響を受け、値下がりする要因となる可能性があります。

信用リスク

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

カントリーリスク

投資信託証券を通じて一部外貨建資産に投資しておりますので、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、各ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。各ファンドが投資する投資信託証券には、新興市場に投資をするものが含まれています。新興市場では、法制・司法・当局による規制等が未だ整備途上の場合があり、その運用や判断が不透明である可能性があります。かかる不透明さが各ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

デリバティブ取引等に伴うリスク

各ファンドが投資する投資信託証券において、デリバティブ取引等を利用する場合があります。当該デリバティブ取引等の価格は、対象指数や対象資産等の市況、先物等の市場の需給等を反映して変動しますので、当該投資信託証券の基準価額が変動する要因となります。デリバティブ取引等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、各ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

一部解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、各ファンドの組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引により各ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

また、各ファンドが投資する投資信託証券の資金動向により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

< その他の留意点 >

ファンド運営上のリスク

(A) 取得申込の受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受付を中止することがあり、また、既に受付けた取得のお申込みの受付を取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受付を中止する場合があります。

(B) 信託の途中終了

委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

(C) 指定投資信託証券の運用および変更に伴うリスク

当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の一部は、外部の運用会社が運用しており、当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

また、指定投資信託証券の見直しは、パフォーマンスの一層の向上を目指すものではありませんが、指定投資信託証券の入替えや組入れ比率の変更が、結果としてファンドの基準価額下落の原因となる場合があります。

販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

(A) 販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

(B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社の格付けが低下した場合やその他信用力が低下した場合には、為替取引等の相手方の提

供するクレジットラインが削減される可能性があり、その結果、当ファンドの運用に支障が出る可能性があります。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

収益分配に係る留意点

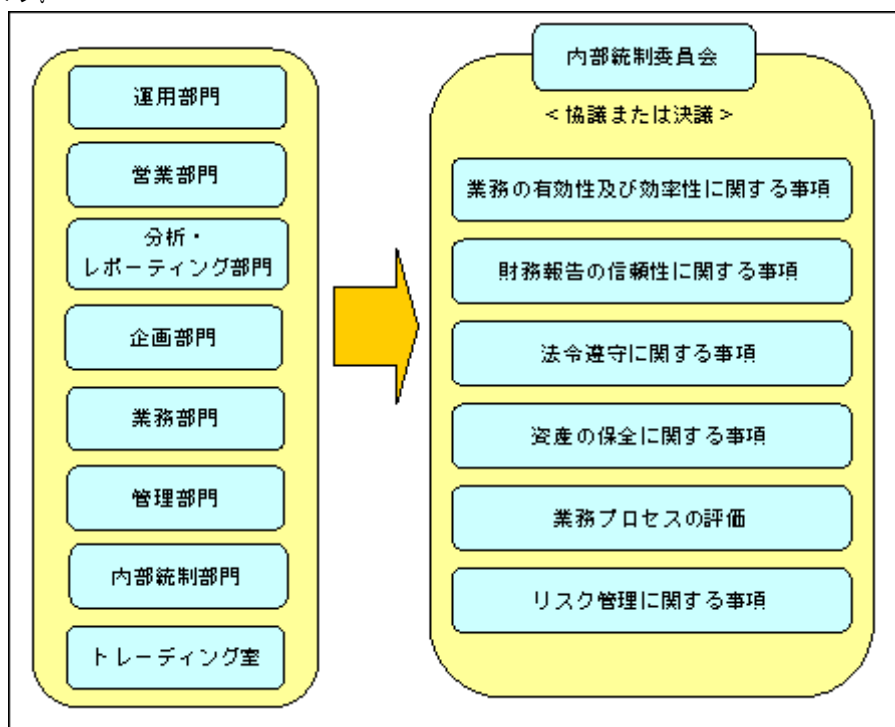
ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。

委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

ファンドの運用状況につきましては、パフォーマンス分析・評価の結果を投資委員会に報告し、審議を行います。また、コンプライアンス上のリスク、当社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、原則として月に一度開催される内部統制委員会に報告されます。同委員会では上記リスク事項の確認や当社の対応、改善策等について協議または決議します。また、その内容は必要に応じて取締役会へ報告、提案されます。

なお、実務においては、各部門・室においてそれぞれの責任者のもと、日次ベースでリスク管理を綿密に行います。



上記の管理体制は、平成23年7月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込口数を乗じて得た額（「取得金額」といいます。）に、3.15%（税抜3.00%）の率を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。お申込手数料は、販売会社によって異なります。

なお、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得する口数については、手数料はかかりません。各販売会社のお申込手数料および自動けいぞく投資契約の取扱いについては、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

ご換金（解約）手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

各ファンドが負担する実質的な信託報酬

各ファンドが負担する実質的な信託報酬率（概算）は、年1.785%（税込）±0.3%です。

（内訳）

各ファンド（共通）	年1.365%（税抜 年1.30%）
投資する投資信託証券（注）	年0.420%（税抜 年0.40%）
計	年1.785%（税抜 年1.70%）

（注）各ファンドが投資する投資信託証券の信託報酬率を、投資配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によって±0.3%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。なお、この実質的な信託報酬率は、平成23年8月31日現在の指定投資信託証券（投資対象ファンド）に基づくものであり、指定投資信託証券の変更および見直し等により将来的に変動します。

信託報酬の内訳および支払いの方法

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算され、毎計算期間を最初の6ヵ月とその翌日から計算期間末までに区分した各期間の末日または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

日々の信託財産の純資産総額×年1.365%（税抜 年1.30%）

信託報酬の配分は、次の通りです。

委託会社	受託会社	販売会社
年0.5775% （税抜 年0.55%）	年0.0525% （税抜 年0.05%）	年0.735% （税抜 年0.70%）

なお、委託会社および販売会社への報酬は、ファンドから委託会社へ支払われ、販売会社への報酬は、委託会社から、販売会社が行う業務に対する代行手数料として支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に支払われます。

<参考> ファンドが投資する指定投資信託証券についても以下の信託報酬がかかっています。

<債券型ファンド>

名称	信託報酬率（年率）
ユナイテッド日本債券ベビーファンド （適格機関投資家向け）	年0.210%（税抜 年0.200%）
ユナイテッド・グローバル債券ベビーファンド （適格機関投資家向け）	年0.210%（税抜 年0.200%）
ユナイテッド・アジア債券ファンド （適格機関投資家向け）	年0.5145%（税抜 年0.49%）

<株式型ファンド>

名称	信託報酬率（年率）
日経225連動型上場投資信託	年0.252%（税抜 年0.24%）以内
ユナイテッド日本株式ベビーファンド （適格機関投資家向け）	年0.5355%（税抜 年0.51%）
プレミアム・エクイティ・ファンド （適格機関投資家向け）	年0.8610%（税抜 年0.82%）
パワーシェアーズQQQ	年0.200%
欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド （適格機関投資家向け）	年0.7455%（税抜 年0.71%）
V Pアジアバリュー株式ファンド （適格機関投資家向け）	年1.0815%（税抜 年1.03%）

db x-trackers MSCI エマージング・マーケット TRNインデックス	年0.65%以内
IシェアーズMSCIパシフィック（除く日本）・ インデックス・ファンド	年0.50%

<絶対収益追求型ファンド>

名称	信託報酬率（年率）
トランストrend スタンダード・リスク・ シリーズ・トラスト・クラスA T S R ユニット	年2.490%
Q E D日本株アルファ・ストラテジー・ファンド （適格機関投資家向け）	年0.7245%（税抜 年0.690%）
Q E D日本株ベータ・コントロール・ファンド （適格機関投資家向け）	年0.7245%（税抜 年0.690%）
アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル （適格機関投資家向け）	年0.945%（税抜 年0.900%）
ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド	年1.02%

別途、トラスティー・フィーとして年間12,500米ドルがかかります。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドの組入る有価証券の売買に係る売買委託手数料等、ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間を最初の6ヵ月とその翌日から計算期間末までに区分した各期間の末日または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託会社は、以下の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告書等）に係る費用
2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行なう広告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託約款の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社もしくは後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

照 会 先
<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク> 電 話 番 号：03-5542-7150 受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで ホームページアドレス： http://www.unitedinv.co.jp/

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する投資信託の課税については、下記の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

当ファンドは、税法上、株式投資信託として区分されます。

個別元本方式について

- (A) 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (B) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース（「分配金受取コース」等別の名称で同様の方式を含みます。）」の両コースで取得する場合には、別々に個別元本の算出が行われる場合があります。
- (C) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「収益分配時における課税上の取扱いについて」をご確認ください。）

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、(A) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(B) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

一部解約時および償還時における課税上の取扱いについて

個人の受益者の場合、一部解約（換金）時および償還時の譲渡益（一部解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。

法人の受益者の場合、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

(A) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうちの課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用となります。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

一部解約（換金）時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）に対し、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

一部解約（換金）時および償還時の損失については、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との損益通算が可能です。

なお、損益通算および買取りの取扱い等につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(B) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約（換金）時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7%（所得税7%）、平成26年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

上記の内容は、税法の改正等により変更されることがあります。

5【運用状況】

以下は、平成23年6月30日現在の投資状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいい、「国・地域」は発行体の国籍を表示しております。

(1)【投資状況】

<安定型>

資産の種類		国・地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
投資信託 受益証券	ユナイテッド日本債券ベビーファンド （適格機関投資家向け）	日本	66,463,607	28.95
	ユナイテッド・グローバル債券ベビーファンド （適格機関投資家向け）		39,301,335	17.12
	Q E D日本株ベータ・コントロール・ファンド （適格機関投資家向け）		23,133,079	10.08
	Q E D日本株アルファ・ストラテジー・ファンド （適格機関投資家向け）		21,552,976	9.39
	アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル （適格機関投資家向け）		20,122,723	8.76
	トランストレンド スタンダード・リスク・シリーズ・トラスト・クラスA T S R ユニット		ケイマン	26,113,889
	ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド	22,675,056		9.88
	小計			219,362,665
現金・預金・その他の資産（負債控除後）			10,213,002	4.45
合計（純資産総額）			229,575,667	100.00

<バランス型>

資産の種類		国・地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
投資信託 受益証券	ユナイテッド日本債券ベビーファンド （適格機関投資家向け）	日本	84,357,774	17.58
	ユナイテッド・グローバル債券ベビーファンド （適格機関投資家向け）		62,694,280	13.07
	プレミアム・エクイティ・ファンド （適格機関投資家向け）		61,545,241	12.83
	欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド （適格機関投資家向け）		47,955,277	10.00
	ユナイテッド日本株式ベビーファンド （適格機関投資家向け）		40,945,826	8.53
	日経225連動型上場投資信託		24,224,200	5.05
	V Pアジアバリューストックファンド （適格機関投資家向け）		18,901,350	3.94
	Q E D日本株アルファ・ストラテジー・ファンド （適格機関投資家向け）		18,369,812	3.83
	アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル （適格機関投資家向け）		17,271,872	3.60

Q E D日本株ベータ・コントロール・ファンド （適格機関投資家向け）		17,089,154	3.56
ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド	ケイマン	24,839,688	5.18
トランストレンド・スタンダード・リスク・シリーズ・トラスト・クラスA T S R ユニット		18,786,728	3.92
パワーシェアーズQ Q Q	アメリカ	20,460,211	4.26
db x-trackers MSCI エマージング・マーケット TRNインデックス	ルクセンブルク	11,780,767	2.45
小計		469,222,180	97.80
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		10,556,599	2.20
合計（純資産総額）		479,778,779	100.00

< 積極型 >

資産の種類		国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
投資信託 受益証券	プレミアム・エクイティ・ファンド （適格機関投資家向け）	日本	285,301,029	25.28
	欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド （適格機関投資家向け）		209,247,485	18.53
	ユナイテッド日本株式ベビーファンド （適格機関投資家向け）		167,215,061	14.81
	日経225連動型上場投資信託		117,117,000	10.37
	V Pアジアバリュー株式ファンド （適格機関投資家向け）		82,914,133	7.34
	Q E D日本株アルファ・ストラテジー・ファンド （適格機関投資家向け）		22,895,523	2.03
	Q E D日本株ベータ・コントロール・ファンド （適格機関投資家向け）		22,380,502	1.98
	アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル （適格機関投資家向け）		22,098,608	1.96
	ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド	ケイマン	22,878,660	2.03
	トランストレンド・スタンダード・リスク・シリーズ・トラスト・クラスA T S R ユニット		18,786,728	1.66
	パワーシェアーズQ Q Q	アメリカ	83,204,858	7.37
	db x-trackers MSCI エマージング・マーケット TRNインデックス	ルクセンブルク	46,776,576	4.14
	小計		1,100,816,163	97.50
	現金・預金・その他の資産（負債控除後）		28,192,878	2.50
合計（純資産総額）		1,129,009,041	100.00	

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

< 安定型 >

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 （口数）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （%）
----	------	----	-----	------------	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------------

1	日本	投資信託 受益証券	ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)	64,918,546	1.036	67,255,613	1.0238	66,463,607	28.95
2	日本	投資信託 受益証券	ユナイテッド・グローバル債券ベビーファ ンド(適格機関投資家向け)	41,032,925	0.954	39,145,410	0.9578	39,301,335	17.12
3	ケイ マン	投資信託 受益証券	トランストレンド・スタンダード・リスク ・シリーズ・トラスト・クラスA T S R ユニット	29,315,098	0.9084	26,629,835	0.8908	26,113,889	11.37
4	日本	投資信託 受益証券	Q E D日本株ベータ・コントロール・ファ ンド(適格機関投資家向け)	20,504,414	1.1369	23,311,468	1.1282	23,133,079	10.08
5	ケイ マン	投資信託 受益証券	ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファ ンド	2,116	10,672	22,581,952	10,716	22,675,056	9.88
6	日本	投資信託 受益証券	Q E D日本株アルファ・ストラテジー・ ファンド(適格機関投資家向け)	17,577,048	1.2331	21,674,257	1.2262	21,552,976	9.39
7	日本	投資信託 受益証券	アカディアン欧州株式マーケット・ニュー トラル(適格機関投資家向け)	16,901,330	1.181	19,960,470	1.1906	20,122,723	8.76

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	95.55
合計	95.55

< バランス型 >

順位	国・ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)	82,396,732	1.036	85,363,014	1.0238	84,357,774	17.58
2	日本	投資信託 受益証券	ユナイテッド・グローバル債券ベビーファ ンド(適格機関投資家向け)	65,456,547	0.954	62,445,545	0.9578	62,694,280	13.07
3	日本	投資信託 受益証券	プレミアム・エクイティ・ファンド (適格機関投資家向け)	58,006,825	1.0915	63,314,449	1.061	61,545,241	12.83
4	日本	投資信託 受益証券	欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド (適格機関投資家向け)	44,530,855	1.1192	49,838,932	1.0769	47,955,277	10.00
5	日本	投資信託 受益証券	ユナイテッド日本株ベビーファンド (適格機関投資家向け)	41,122,654	0.9657	39,712,146	0.9957	40,945,826	8.53
6	ケイ マン	投資信託 受益証券	ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファ ンド	2,318	10,672	24,737,696	10,716	24,839,688	5.18
7	日本	投資信託 受益証券	日経225連動型上場投資信託	2,420	9,880	23,909,600	10,010	24,224,200	5.05
8	アメ リカ	投資信託 受益証券	パワーシェアーズQQQ	4,500	4,636.32	20,863,457	4,546.71	20,460,211	4.26
9	日本	投資信託 受益証券	V Pアジアバリューストックファンド (適格機関投資家向け)	16,239,669	1.1795	19,154,689	1.1639	18,901,350	3.94
10	ケイ マン	投資信託 受益証券	トランストレンド スタンダード リスク シ リーズ トラスト	21,089,727	0.9084	19,157,908	0.8908	18,786,728	3.92
11	日本	投資信託 受益証券	Q E D日本株アルファ・ストラテジー・ ファンド(適格機関投資家向け)	14,981,090	1.2331	18,473,182	1.2262	18,369,812	3.83

12	日本	投資信託 受益証券	アカディアン欧州株式マーケット・ニュー トラル（適格機関投資家向け）	14,506,864	1.181	17,132,606	1.1906	17,271,872	3.60
13	日本	投資信託 受益証券	Q E D日本株ベータ・コントロール・ファ ンド（適格機関投資家向け）	15,147,274	1.1369	17,220,935	1.1282	17,089,154	3.56
14	ルク セン ブルク	投資信託 受益証券	db x-trackers MSCI エマージング・マー ケッツTRNインデックス	3,400	3,493.18	11,876,836	3,464.93	11,780,767	2.45

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.80
合計	97.80

<積極型>

順位	国・ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	プレミアム・エクイティ・ファンド (適格機関投資家向け)	268,898,237	1.0899	293,083,605	1.061	285,301,029	25.28
2	日本	投資信託 受益証券	欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファン ド（適格機関投資家向け）	194,305,400	1.1192	217,466,603	1.0769	209,247,485	18.53
3	日本	投資信託 受益証券	ユナイテッド日本株式ベビーファンド (適格機関投資家向け)	167,937,191	0.9657	162,176,945	0.9957	167,215,061	14.81
4	日本	投資信託 受益証券	日経225連動型上場投資信託	11,700	9,880	115,596,000	10,010	117,117,000	10.37
5	アメ リカ	投資信託 受益証券	パワーシェアーズQQQ	18,300	4,636.32	84,844,727	4,546.71	83,204,858	7.37
6	日本	投資信託 受益証券	V Pアジアバリューストックファンド (適格機関投資家向け)	71,238,194	1.1795	84,025,449	1.1639	82,914,133	7.34
7	ルク セン ブルク	投資信託 受益証券	db x-trackers MSCI エマージング・マー ケッツ TRNインデックス	13,500	3,493.18	47,158,025	3,464.93	46,776,576	4.14
8	日本	投資信託 受益証券	Q E D日本株アルファ・ストラテジー・ ファンド（適格機関投資家向け）	18,671,932	1.2331	23,024,359	1.2262	22,895,523	2.03
9	ケイ マン	投資信託 受益証券	ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド	2,135	10,672	22,784,720	10,716	22,878,660	2.03
10	日本	投資信託 受益証券	Q E D日本株ベータ・コントロール・ ファンド（適格機関投資家向け）	19,837,354	1.1369	22,553,087	1.1282	22,380,502	1.98
11	日本	投資信託 受益証券	アカディアン欧州株式マーケット・ ニュートラル（適格機関投資家向け）	18,560,901	1.181	21,920,424	1.1906	22,098,608	1.96
12	ケイ マン	投資信託 受益証券	トランストレンド・スタンダード・リス ク・シリーズ・トラスト・クラスA T S R ユニット	21,089,727	0.9084	19,157,908	0.8908	18,786,728	1.66

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.50

合計	97.50
----	-------

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年6月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

<安定型>

期	年月日	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期	(平成14年5月31日)	718,779,630	718,779,630	1.0027	1.0027
第2期	(平成15年6月2日)	863,253,468	863,253,468	1.0377	1.0377
第3期	(平成16年5月31日)	713,612,632	713,612,632	1.0127	1.0127
第4期	(平成17年5月31日)	708,377,214	708,377,214	1.0161	1.0161
第5期	(平成18年5月31日)	595,397,721	595,397,721	1.0034	1.0034
第6期	(平成19年5月31日)	411,834,312	411,834,312	1.0212	1.0212
第7期	(平成20年6月2日)	332,218,685	332,218,685	0.9930	0.9930
第8期	(平成21年6月1日)	288,492,396	288,492,396	0.9227	0.9227
第9期	(平成22年5月31日)	238,038,130	238,038,130	0.9089	0.9089
第10期	(平成23年5月31日)	231,442,126	231,442,126	0.9039	0.9039
	平成22年6月末日	235,982,553	-	0.9061	-
	平成22年7月末日	236,519,028	-	0.9043	-
	平成22年8月末日	235,754,062	-	0.8978	-
	平成22年9月末日	240,147,444	-	0.9108	-
	平成22年10月末日	239,780,082	-	0.9081	-
	平成22年11月末日	240,576,653	-	0.9082	-
	平成22年12月末日	241,136,154	-	0.9067	-
	平成23年1月末日	240,095,341	-	0.9089	-
	平成23年2月末日	240,923,996	-	0.9087	-
	平成23年3月末日	230,242,753	-	0.9017	-
	平成23年4月末日	232,506,194	-	0.9109	-
	平成23年5月末日	231,442,126	-	0.9039	-
	平成23年6月末日	229,575,667	-	0.8973	-

<バランス型>

期	年月日	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
---	-----	-----------------------	-----------------------	-------------------------------	-------------------------------

第1期	(平成14年5月31日)	144,077,343	144,077,343	0.9554	0.9554
第2期	(平成15年6月2日)	189,120,486	189,120,486	0.8585	0.8585
第3期	(平成16年5月31日)	287,219,630	287,219,630	0.9577	0.9577
第4期	(平成17年5月31日)	358,754,679	358,754,679	0.9727	0.9727
第5期	(平成18年5月31日)	431,611,700	431,611,700	1.1188	1.1188
第6期	(平成19年5月31日)	522,692,528	522,692,528	1.2230	1.2230
第7期	(平成20年6月2日)	515,475,467	515,475,467	1.0824	1.0824
第8期	(平成21年6月1日)	441,327,558	441,327,558	0.8246	0.8246
第9期	(平成22年5月31日)	486,380,029	486,380,029	0.8302	0.8302
第10期	(平成23年5月31日)	512,233,795	512,233,795	0.8555	0.8555
	平成22年6月末日	483,286,173	-	0.8177	-
	平成22年7月末日	490,209,817	-	0.8234	-
	平成22年8月末日	482,558,624	-	0.8024	-
	平成22年9月末日	499,395,937	-	0.8288	-
	平成22年10月末日	498,791,392	-	0.8232	-
	平成22年11月末日	510,202,765	-	0.8388	-
	平成22年12月末日	513,433,269	-	0.8446	-
	平成23年1月末日	520,484,542	-	0.8577	-
	平成23年2月末日	524,644,933	-	0.8582	-
	平成23年3月末日	508,907,737	-	0.8555	-
	平成23年4月末日	517,019,289	-	0.8674	-
	平成23年5月末日	512,233,795	-	0.8555	-
	平成23年6月末日	479,778,779	-	0.8474	-

< 積極型 >

期	年月日	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期	(平成14年5月31日)	166,942,746	166,942,746	0.8841	0.8841
第2期	(平成15年6月2日)	194,667,273	194,667,273	0.6996	0.6996
第3期	(平成16年5月31日)	338,754,742	338,754,742	0.8709	0.8709
第4期	(平成17年5月31日)	537,355,330	537,355,330	0.9018	0.9018
第5期	(平成18年5月31日)	824,632,874	824,632,874	1.1633	1.1633
第6期	(平成19年5月31日)	1,162,399,481	1,162,399,481	1.3511	1.3511
第7期	(平成20年6月2日)	1,092,071,249	1,092,071,249	1.1035	1.1035
第8期	(平成21年6月1日)	888,435,342	888,435,342	0.6977	0.6977
第9期	(平成22年5月31日)	1,045,664,236	1,045,664,236	0.7253	0.7253
第10期	(平成23年5月31日)	1,138,390,009	1,138,390,009	0.7695	0.7695
	平成22年6月末日	1,028,090,341	-	0.7049	-
	平成22年7月末日	1,050,212,380	-	0.7150	-
	平成22年8月末日	1,013,123,928	-	0.6832	-
	平成22年9月末日	1,033,415,762	-	0.7196	-
	平成22年10月末日	1,031,366,755	-	0.7148	-
	平成22年11月末日	1,076,363,705	-	0.7416	-
	平成22年12月末日	1,103,784,318	-	0.7558	-

平成23年 1 月末日	1,136,022,019	-	0.7743	-
平成23年 2 月末日	1,140,075,230	-	0.7759	-
平成23年 3 月末日	1,134,317,541	-	0.7724	-
平成23年 4 月末日	1,154,482,365	-	0.7856	-
平成23年 5 月末日	1,138,390,009	-	0.7695	-
平成23年 6 月末日	1,129,009,041	-	0.7597	-

【分配の推移】

< 安定型 >

期	1口当たりの分配金（円）
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000
第6期	0.0000
第7期	0.0000
第8期	0.0000
第9期	0.0000
第10期	0.0000

< バランス型 >

期	1口当たりの分配金（円）
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000
第6期	0.0000
第7期	0.0000
第8期	0.0000
第9期	0.0000
第10期	0.0000

< 積極型 >

期	1口当たりの分配金（円）
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000
第6期	0.0000
第7期	0.0000
第8期	0.0000
第9期	0.0000
第10期	0.0000

【収益率の推移】

< 安定型 >

期	収益率（％）
第1期	0.3
第2期	3.5
第3期	2.4
第4期	0.3
第5期	1.2
第6期	1.8
第7期	2.8
第8期	7.1
第9期	1.5
第10期	0.6

< バランス型 >

期	収益率（％）
第1期	4.5
第2期	10.1
第3期	11.6
第4期	1.6
第5期	15.0
第6期	9.3
第7期	11.5
第8期	23.8
第9期	0.7
第10期	3.0

< 積極型 >

期	収益率（％）
第1期	11.6
第2期	20.9
第3期	24.5
第4期	3.5
第5期	29.0
第6期	16.1
第7期	18.3
第8期	36.8
第9期	4.0
第10期	6.1

(4) 【設定及び解約の実績】

< 安定型 >

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期	795,523,039	78,678,551
第2期	249,497,701	134,442,399

第3期	161,789,952	289,005,999
第4期	68,322,376	75,866,132
第5期	42,195,957	145,943,575
第6期	31,778,264	221,899,109
第7期	22,117,727	90,835,090
第8期	17,340,310	39,240,565
第9期	22,879,523	73,641,889
第10期	13,472,699	19,319,400

< バランス型 >

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期	202,463,931	51,656,703
第2期	76,427,140	6,952,040
第3期	108,290,476	28,657,722
第4期	114,966,998	46,043,377
第5期	92,096,330	75,163,706
第6期	79,811,431	38,212,195
第7期	76,845,404	27,982,582
第8期	89,684,823	30,728,857
第9期	76,418,090	25,727,762
第10期	63,433,467	50,533,309

< 積極型 >

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期	211,619,622	22,792,994
第2期	148,426,457	58,990,912
第3期	189,093,477	78,399,339
第4期	273,445,866	66,554,323
第5期	258,493,738	145,498,028
第6期	238,395,302	86,881,977
第7期	254,142,055	124,852,470
第8期	357,303,774	73,522,086
第9期	262,448,944	94,275,770
第10期	204,074,623	166,318,749

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考情報）運用実績

運用実績

データ基準日：2011年5月31日現在

基準価額・純資産の推移

	安定型	バランス型	積極型
基準価額	9,039円	8,555円	7,695円
純資産総額	2.3億円	5.1億円	11.4億円



分配の推移

決算期	安定型	バランス型	積極型
第6期(平成19年5月31日)	0円	0円	0円
第7期(平成20年6月2日)	0円	0円	0円
第8期(平成21年6月1日)	0円	0円	0円
第9期(平成22年5月31日)	0円	0円	0円
第10期(平成23年5月31日)	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円

*分配金は、1万円当たり、税引き前の金額です。

主要な資産の状況

ファンドの内訳		安定型	バランス型	積極型
債券型	ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	30.4%	16.7%	-
	ユナイテッド・グローバル債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	16.9%	12.2%	-
	ユナイテッド・アジア債券ファンド(適格機関投資家向け)	0.0%	0.0%	-
株式型	日経225上場投信	-	5.4%	10.2%
	ユナイテッド日本株式ベビーファンド(適格機関投資家向け)	-	7.8%	14.2%
	プレミアム・エウイティ・ファンド(適格機関投資家向け)	-	13.6%	25.0%
	パワーシェアーズQQQ	-	4.1%	7.5%
	欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド(適格機関投資家向け)	-	9.7%	19.1%
	db x-trakers MSCI エマージング・マーケット TRN インデックス	-	2.3%	4.2%
	VP アジアバリュー株式ファンド(適格機関投資家向け)	-	3.7%	7.4%
iシェアーズ MSCI パシフィック(除く日本)・インデックス・ファンド	-	0.0%	0.0%	
絶対収益追求型	トランストレンド・スタンダード・リスク・シリーズ・トラスト・クラスA	11.5%	3.7%	1.7%
	OED日本株アルファ・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家向け)	9.4%	4.6%	2.0%
	OED日本株ベータ・コントロール・ファンド(適格機関投資家向け)	10.1%	4.9%	2.0%
	アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル(適格機関投資家向け)	8.6%	4.7%	2.6%
	ニテ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド	9.8%	4.8%	2.0%
現金など	3.4%	1.7%	2.1%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	

*ファンドの内訳は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%と異なる場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



*当ファンドにはベンチマークはありません。2001年は設定日(6月1日)から12月末までの騰落率です。2011年は5月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

販売会社に取り引口座を開設のうえ、お申込みを行うことができます。

- (1) お申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
ただし、ニューヨークもしくはロンドンの各取引所の休業日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日においては、取得の申込を取扱いいたしません。
- (2) ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) 自動けいぞく投資コースのお申込みに際しては、当ファンドに係る自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。（以下同じ。））を当該販売会社との間で結んでいただきます。また、販売会社によっては、当該自動けいぞく投資コースの取扱いがない場合がありますので、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。
- (4) お申込単位は、1口または1円単位として各販売会社が定める単位とします。また、取得申込の単位は販売会社によって異なります。各販売会社の取扱単位は販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込金額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が定めるお申込手数料およびお申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 自動けいぞく投資契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、無手数料とします。
- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位として一部解約（換金）の実行を請求することができます。なお、解約単位は、販売会社およびお申込みコースにより異なる場合があります。
- (2) 受益者は、一部解約（換金）の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約（換金）の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。その際、受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約（換金）を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約（換金）にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (3) 一部解約（換金）の請求の受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
ただし、ニューヨークもしくはロンドンの各取引所の休業日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日においては、取得の申込を取扱いいたしません。

- (4) 一部解約(換金)の価額は、一部解約(換金)の請求受付日の翌営業日の基準価額¹とします。なお、受益者のお受取金額は、当該一部解約(換金)の価額から所定の税金を差し引いた金額となります。
- (5) 一部解約(換金)代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者にお支払いいたします。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために1億口または1億円以上の解約のお申込みにつきましては、正午までをお願いいたします。
- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約(換金)の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約(換金)の実行の請求の受付を取消することができます。
この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約(換金)の実行の請求を撤回できません。ただし、受益者がその一部解約(換金)の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約(換金)の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この日が前記(3)に規定する一部解約(換金)の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約(換金)の請求を受付けることが出来る日とします。)に一部解約(換金)の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。
- (8) 買取(買取請求制)
販売会社によっては、上記の解約請求による換金のほか、買取請求(販売会社が受益権を買取る方法により換金する方法)による換金を受付けている場合があります。買取請求制による換金をご検討される際は、あらかじめ詳しい条件等について、取扱いを行う販売会社にご確認ください。

- 1 基準価額の照会方法については、「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 基準価額の算出頻度および公表」をご参照ください。

照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、ファンドの計算日の純資産総額を、当該計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額の算出頻度および公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額は、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されるものが発表されます。

基準価額に対する照会は、販売会社または後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、「(5)その他 信託契約の解約」の規定にしたがい信託を終了することがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月1日から翌年5月31日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日（以下、本項において「該当日」といいます。）のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5)【その他】

信託契約の解約

- (A) 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (B) 委託会社は、上記(A)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (C) 上記(B)の公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (D) 上記(C)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- (E) 信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (F) 上記(C)から上記(E)までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(C)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行う

ことが困難な場合には適用しません。

- (G) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (H) 委託会社が監督官庁により登録の取消を受けたとき、解散したとき、または、業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後述「 信託約款の変更 (E) 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が、その任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社は後述「 信託約款の変更 」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- (A) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、または、監督官庁の命令がある場合、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、その旨を監督官庁に届出ます。
- (B) 委託会社は、前記変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (C) 上記(B)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (D) 委託会社は、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- (E) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎計算期末および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

関係法人との契約

- (A) 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。
- (B) 委託会社と販売会社との間で締結される投資信託受益権の取扱いに関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、委託会社および販売会社のいずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。受益権の取扱いに関する契約は当事者の合意により変更されることがあります。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、委託会社が収益分配金を支払う旨を決定した計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社が指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(2) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対して、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号 : 03-5542-7150

受 付 時 間 : 委託会社の営業日の午前9時~午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.unitedinv.co.jp/>

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第9期計算期間（平成21年6月2日から平成22年5月31日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成されており、第10期計算期間（平成22年6月1日から平成23年5月31日まで）については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により改正前の財務諸表等規則に基づき作成されております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成21年6月2日から平成22年5月31日まで）及び第10期計算期間（平成22年6月1日から平成23年5月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成22年5月31日現在)	第10期 (平成23年5月31日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,924,112	10,897,474
投資信託受益証券	231,111,620	223,573,262
未収利息	24	26
流動資産合計	241,035,756	234,470,762
資産合計		
	241,035,756	234,470,762
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	87,638
未払受託者報酬	62,439	62,028
未払委託者報酬	1,561,052	1,550,727
その他未払費用	1,374,135	1,328,243
流動負債合計	2,997,626	3,028,636
負債合計		
	2,997,626	3,028,636
純資産の部		
元本等		
元本	261,891,540	256,044,839
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	23,853,410	24,602,713
（分配準備積立金）	3,925,807	3,645,818
元本等合計	238,038,130	231,442,126
純資産合計		
	238,038,130	231,442,126
負債純資産合計		
	241,035,756	234,470,762

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期 自 平成21年6月2日 至 平成22年5月31日	第10期 自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日
営業収益		
受取利息	14,061	8,975
有価証券売買等損益	2,566,040	4,461,642
営業収益合計	2,580,101	4,470,617
営業費用		
受託者報酬	133,869	124,646
委託者報酬	3,308,492	3,116,020
その他費用	2,864,214	2,673,336
営業費用合計	6,306,575	5,914,002
営業損失（ ）	3,726,474	1,443,385
経常損失（ ）	3,726,474	1,443,385
当期純損失（ ）	3,726,474	1,443,385
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	173,815	201,920
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	24,161,510	23,853,410
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,691,664	1,761,471
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,691,664	1,761,471
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,830,905	1,269,309
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,830,905	1,269,309
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	23,853,410	24,602,713

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期	第10期
	自平成21年6月2日 至平成22年5月31日	自平成22年6月1日 至平成23年5月31日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成21年5月31日が休日のため、前計算期間末日を平成21年6月1日としております。このため、当計算期間は364日となっております。	-

(追加情報)

第9期	第10期
自平成21年6月2日 至平成22年5月31日	自平成22年6月1日 至平成23年5月31日
<p>ファンドの主要投資対象について以下の変更を行い、平成21年6月12日付けで当該事項にかかる信託約款の変更を行っております。</p> <p>主要投資対象 ファンドの主要投資対象は「ユナイテッド・タートルファンド1（適格機関投資家向け）」「ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル3（適格機関投資家向け）」および「アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル（適格機関投資家向け）」の投資信託証券としておりましたが、平成21年6月12日より、「主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益証券を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。）」に変更いたしました。</p> <p>なお、主要投資対象とする投資信託証券は、投資環境等の変化により適宜見直しを行うものとします。</p>	-

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9期	第10期
	(平成22年5月31日現在)	(平成23年5月31日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額		
期首元本額	312,653,906円	261,891,540円
期中追加設定元本額	22,879,523円	13,472,699円
期中一部解約元本額	73,641,889円	19,319,400円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は23,853,410円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は24,602,713円であります。
3. 計算期間末日における受益権の総数	261,891,540口	256,044,839口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第9期	第10期
	自 平成21年6月2日 至 平成22年5月31日	自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日
1. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	0円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	2,120,668円	2,265,671円
分配準備積立金額	3,925,807円	3,645,818円
当ファンドの分配対象収益額	6,046,475円	5,911,489円
当ファンドの期末残存口数	261,891,540口	256,044,839口
1万口当たり収益分配対象額	230.86円	230.86円
1万口当たり分配金額	0円	0円
収益分配金金額	0円	0円

（金融商品に関する注記）

項目	第9期	第10期
	自 平成21年6月2日 至 平成22年5月31日	自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日
1. 金融商品の状況に関する事項	<p>・金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>・金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券関係に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。</p> <p>・金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。</p>	<p>・金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>・金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>・金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p>	<p>・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>・貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>・時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p> <p>・貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>・時価の算定方法 同左</p>
--------------------------	--	--

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第9期 自 平成21年6月2日 至 平成22年5月31日	第10期 自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日
	損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	1,896,944	4,354,548
合計	1,896,944	4,354,548

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	第9期 (平成22年5月31日現在)	第10期 (平成23年5月31日現在)
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	0.9089円 (9,089円)	0.9039円 (9,039円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アカデミアン欧州株式マーケット・ ニュートラル（適格機関投資家向け）	16,901,330	19,960,470	
		ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド	2,116	22,581,952	
		トランストレンド・スタンダード・リスク・シ リーズ・トラスト・クラスA T S R ユニット	29,315,098	26,629,835	
		ユナイテッド日本債券ベビーファンド （適格機関投資家向け）	67,828,060	70,269,870	
		ユナイテッド・グローバル債券ベビーファンド （適格機関投資家向け）	41,032,925	39,145,410	
		Q E D 日本株アルファ・ストラテジー・ファン ド（適格機関投資家向け）	17,577,048	21,674,257	
		Q E D 日本株ベータ・コントロール・ファン ド（適格機関投資家向け）	20,504,414	23,311,468	
合計			193,160,991	223,573,262	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成22年5月31日現在)	第10期 (平成23年5月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	364,233	540,043
コール・ローン	12,654,803	13,052,885
投資信託受益証券	478,209,169	503,605,631
未収利息	31	32
流動資産合計	491,228,236	517,198,591
資産合計	491,228,236	517,198,591
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	100,987
未払受託者報酬	127,303	135,269
未払委託者報酬	3,182,409	3,381,733
その他未払費用	1,538,495	1,346,807
流動負債合計	4,848,207	4,964,796
負債合計	4,848,207	4,964,796
純資産の部		
元本等		
元本	585,879,679	598,779,837
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	99,499,650	86,546,042
（分配準備積立金）	81,953,088	75,867,670
元本等合計	486,380,029	512,233,795
純資産合計	486,380,029	512,233,795
負債純資産合計	491,228,236	517,198,591

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期	第10期
	自 平成21年6月2日 至 平成22年5月31日	自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日
営業収益		
受取配当金	4,370,117	780,632
受取利息	24,487	13,326
有価証券売買等損益	12,258,958	27,542,480
為替差損益	5,036,184	3,988,913
その他収益	579,924	30,473
営業収益合計	12,197,302	24,377,998
営業費用		
受託者報酬	248,359	264,933
委託者報酬	6,151,263	6,623,190
その他費用	3,271,438	2,774,884
営業費用合計	9,671,060	9,663,007
営業利益	2,526,242	14,714,991
経常利益	2,526,242	14,714,991
当期純利益	2,526,242	14,714,991
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	631,067	92,243
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	93,861,793	99,499,650
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,493,137	8,573,090
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,493,137	8,573,090
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,026,169	10,242,230
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,026,169	10,242,230
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	99,499,650	86,546,042

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期 自 平成21年6月2日 至 平成22年5月31日	第10期 自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日
<p>1. 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(1)外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2)計算期間末日の取扱い</p> <p>平成21年5月31日が休日のため、前計算期間末日を平成21年6月1日としております。このため、当計算期間は364日となっております。</p>	<p>投資信託受益証券</p> <p>同左</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p> <p>-</p>

(追加情報)

第9期 自 平成21年6月2日 至 平成22年5月31日	第10期 自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日

<p>ファンドの主要投資対象について以下の変更を行い、平成21年6月12日付けで当該事項にかかる信託約款の変更を行っております。</p> <p>主要投資対象 ファンドの主要投資対象は「ユナイテッド・タートルファンド2（適格機関投資家向け）」「ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル3（適格機関投資家向け）」および「アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル（適格機関投資家向け）」の投資信託証券としておりましたが、平成21年6月12日より、「主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益証券を含みません。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。）」に変更いたしました。</p> <p>なお、主要投資対象とする投資信託証券は、投資環境等の変化により適宜見直しを行うものとします。</p>	-
--	---

（貸借対照表に関する注記）

項目	第9期 (平成22年5月31日現在)	第10期 (平成23年5月31日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額		
期首元本額	535,189,351円	585,879,679円
期中追加設定元本額	76,418,090円	63,433,467円
期中一部解約元本額	25,727,762円	50,533,309円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は99,499,650円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は86,546,042円であります。
3. 計算期間末日における受益権の総数	585,879,679口	598,779,837口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第9期 自平成21年6月2日 至平成22年5月31日	第10期 自平成22年6月1日 至平成23年5月31日
1. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	809,432円	496,855円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	70,676,522円	80,619,341円
分配準備積立金額	81,143,656円	75,370,815円
当ファンドの分配対象収益額	152,629,610円	156,487,011円
当ファンドの期末残存口数	585,879,679口	598,779,837口
1万口当たり収益分配対象額	2,605.12円	2,613.41円
1万口当たり分配金額	0円	0円
収益分配金金額	0円	0円

（金融商品に関する注記）

項目	第9期 自平成21年6月2日 至平成22年5月31日	第10期 自平成22年6月1日 至平成23年5月31日

<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 ・金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券関係に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。 ・金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品に対する取組方針 同左 ・金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左 ・金融商品に係るリスク管理体制 同左 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左
<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 ・時価の算定方法 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第9期 自 平成21年 6 月 2 日 至 平成22年 5 月31日	第10期 自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日
	損益に含まれた評価差額（円）	
投資信託受益証券	674,517	25,879,082
合計	674,517	25,879,082

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	第9期 (平成22年 5 月31日現在)	第10期 (平成23年 5 月31日現在)
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	0.8302円 (8,302円)	0.8555円 (8,555円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	アカディアン欧州株式マーケット・ ニュートラル（適格機関投資家向け）	20,453,177	24,155,202	
		ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド	2,318	24,737,696	
		トランストレンド・スタンダード・リスク・シリーズ ・トラスト・クラスA T S R ユニット	21,089,727	19,157,908	
		日経225連動型上場投資信託	2,820	27,861,600	
		ユナイテッド日本株式ベビーファンド （適格機関投資家向け）	41,122,654	39,712,146	
		ユナイテッド日本債券ベビーファンド （適格機関投資家向け）	82,396,732	85,363,014	
		ユナイテッド・グローバル債券ベビーファンド （適格機関投資家向け）	65,456,547	62,445,545	
		Q E D 日本株アルファ・ストラテジー・ファンド （適格機関投資家向け）	19,082,476	23,530,601	
		Q E D 日本株ベータ・コントロール・ファンド （適格機関投資家向け）	22,224,415	25,266,937	
		欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド （適格機関投資家向け）	44,530,855	49,838,932	

		プレミアム・エクイティ・ファンド （適格機関投資家向け）	63,747,353	69,580,235	
		V P アジアバリューストックファンド （適格機関投資家向け）	16,239,669	19,154,689	
		小計	396,348,743	470,804,505	
	米ドル	db x-trackers MSCI Emerging Markets TRN Index ETF	3,400	147,118.00	
		POWERSHARES QQQ	4,500	258,435.00	
		小計	7,900	405,553.00	
				(32,801,126)	
合計				503,605,631	
				(32,801,126)	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

（注1）通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

（注2）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

（注3）合計欄は邦貨額で表示しており、（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

（注4）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 2銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成22年5月31日現在)	第10期 (平成23年5月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	2,383,613	411,525
コール・ローン	26,528,737	33,074,037
投資信託受益証券	1,025,475,170	1,114,033,734
未収利息	65	81
流動資産合計	1,054,387,585	1,147,519,377
資産合計	1,054,387,585	1,147,519,377
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	87,756
未払受託者報酬	277,595	296,330
未払委託者報酬	6,939,849	7,408,303
その他未払費用	1,505,905	1,336,979
流動負債合計	8,723,349	9,129,368
負債合計	8,723,349	9,129,368
純資産の部		
元本等		
元本	1,441,601,336	1,479,357,210
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	395,937,100	340,967,201
（分配準備積立金）	241,217,670	218,096,453
元本等合計	1,045,664,236	1,138,390,009
純資産合計	1,045,664,236	1,138,390,009
負債純資産合計	1,054,387,585	1,147,519,377

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期	第10期
	自 平成21年 6月 2日 至 平成22年 5月31日	自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日
営業収益		
受取配当金	16,555,595	3,411,939
受取利息	54,953	26,276
有価証券売買等損益	52,615,732	95,841,728
為替差損益	21,132,111	17,511,541
その他収益	2,121,416	125,036
営業収益合計	50,215,585	81,893,438
営業費用		
受託者報酬	527,981	570,757
委託者報酬	13,083,266	14,268,970
その他費用	3,247,269	2,782,135
営業費用合計	16,858,516	17,621,862
営業利益	33,357,069	64,271,576
経常利益	33,357,069	64,271,576
当期純利益	33,357,069	64,271,576
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	3,252,771	2,229,899
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	384,992,820	395,937,100
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,313,130	45,666,166
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,313,130	45,666,166
剰余金減少額又は欠損金増加額	69,361,708	52,737,944
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	69,361,708	52,737,944
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	395,937,100	340,967,201

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期 自 平成21年6月2日 至 平成22年5月31日	第10期 自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日
<p>1. 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(1)外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2)計算期間末日の取扱い</p> <p>平成21年5月31日が休日のため、前計算期間末日を平成21年6月1日としております。このため、当計算期間は364日となっております。</p>	<p>投資信託受益証券</p> <p>同左</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p> <p>-</p>

(追加情報)

第9期 自 平成21年6月2日 至 平成22年5月31日	第10期 自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日

<p>ファンドの主要投資対象について以下の変更を行い、平成21年6月12日付けで当該事項にかかる信託約款の変更を行っております。</p> <p>主要投資対象 ファンドの主要投資対象は「ユナイテッド・タートルファンド3（適格機関投資家向け）」「ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル3（適格機関投資家向け）」および「アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル（適格機関投資家向け）」の投資信託証券としておりましたが、平成21年6月12日より、「主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益証券を含みません。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。）」に変更いたしました。</p> <p>なお、主要投資対象とする投資信託証券は、投資環境等の変化により適宜見直しを行うものとします。</p>	-
--	---

（貸借対照表に関する注記）

項目	第9期 (平成22年5月31日現在)	第10期 (平成23年5月31日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額		
期首元本額	1,273,428,162円	1,441,601,336円
期中追加設定元本額	262,448,944円	204,074,623円
期中一部解約元本額	94,275,770円	166,318,749円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は395,937,100円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は340,967,201円であります。
3. 計算期間末日における受益権の総数	1,441,601,336口	1,479,357,210口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第9期 自平成21年6月2日 至平成22年5月31日	第10期 自平成22年6月1日 至平成23年5月31日
1. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	11,598,060円	2,771,277円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	424,177,155円	467,508,702円
分配準備積立金額	229,619,610円	215,325,176円
当ファンドの分配対象収益額	665,394,825円	685,605,155円
当ファンドの期末残存口数	1,441,601,336口	1,479,357,210口
1万口当たり収益分配対象額	4,615.65円	4,634.46円
1万口当たり分配金額	0円	0円
収益分配金金額	0円	0円

（金融商品に関する注記）

項目	第9期 自平成21年6月2日 至平成22年5月31日	第10期 自平成22年6月1日 至平成23年5月31日

<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 ・金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券関係に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。 ・金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品に対する取組方針 同左 ・金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左 ・金融商品に係るリスク管理体制 同左 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左
<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 ・時価の算定方法 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第9期 自 平成21年 6月 2日 至 平成22年 5月31日	第10期 自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日
	損益に含まれた評価差額（円）	
投資信託受益証券	3,130,284	91,110,015
合計	3,130,284	91,110,015

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	第9期 (平成22年 5月31日現在)	第10期 (平成23年 5月31日現在)
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	0.7253円 (7,253円)	0.7695円 (7,695円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	アカディアン欧州株式マーケット・ ニュートラル（適格機関投資家向け）	25,331,955	29,917,038	
		ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド	2,135	22,784,720	
		トランストレンド・スタンダード・リスク・シリーズ ・トラスト・クラスA T S R ユニット	21,089,727	19,157,908	
		日経225連動型上場投資信託	11,700	115,596,000	
		ユナイテッド日本株式ベビーファンド （適格機関投資家向け）	167,937,191	162,176,945	
		Q E D日本株アルファ・ストラテジー・ファンド （適格機関投資家向け）	18,671,932	23,024,359	
		Q E D日本株ベータ・コントロール・ファンド （適格機関投資家向け）	19,837,354	22,553,087	
		欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド （適格機関投資家向け）	194,305,400	217,466,603	
		プレミアム・エクイティ・ファンド （適格機関投資家向け）	261,185,163	285,083,605	

		V Pアジアバリューストックファンド (適格機関投資家向け)	71,238,194	84,025,449	
		小計	779,610,751	981,785,714	
	米ドル	db x-trackers MSCI Emerging Markets TRN Index ETF	13,500	584,145.00	
		POWERSHARES QQQ	18,300	1,050,969.00	
		小計	31,800	1,635,114.00	
				(132,248,020)	
合計				1,114,033,734	
				(132,248,020)	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

(注1) 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。

(注3) 合計欄は邦貨額で表示しており、()内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

(注4) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 2銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下は、平成23年6月30日現在の純資産額計算書です。

【純資産額計算書】

<安定型>

資産総額	230,054,728円
負債総額	479,061円
純資産総額（ - ）	229,575,667円
発行済数量	255,845,981口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8973円

<バランス型>

資産総額	480,559,670円
負債総額	780,891円
純資産総額（ - ）	479,778,779円
発行済数量	566,195,177口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8474円

<積極型>

資産総額	1,130,913,754円
負債総額	1,904,713円
純資産総額（ - ）	1,129,009,041円
発行済数量	1,486,177,031口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7597円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けており、受益権の帰属は振替機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を継承する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

受益者名簿は作成しません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成23年7月31日現在の委託会社の資本金の額：	1,155,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	6,400株
発行済株式総数：	4,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	平成18年12月7日に150,000,000円の増資 平成19年11月30日に250,000,000円の増資 平成21年11月30日に125,000,000円の増資

(2) 委託会社等の機構

平成23年7月31日現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上7名以内、監査役は3名以上4名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

組織図



投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しの検討を行い、運用方針および各ファンドの運用計画を決定いたします。

投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、内部統制部門責任者、その他代表取締役社長に指名された者で構成し、原則として月次で開催されます。

2. 運用部門のファンドマネジャーは、定められた運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図をいたします。

3. 投資委員会において、運用実績・パフォーマンスを評価分析し、必要に応じて運用方針・運用計画の見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

平成23年7月29日現在、委託会社が運用する投資信託（総ファンド数55本、純資産総額67,642百万円。

ただし、親投資信託は除きます。)は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	51	63,264
単位型株式投資信託	4	4,378
合計	55	67,642

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、新日本有限責任監査法人が主催する研修会等に積極的に参加しており、また、会計基準等の情報交換も密に行っております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	514,170	199,379
関係会社短期貸付金	-	50,000
前払費用	11,254	12,527
未収入金	-	137
未収委託者報酬	62,134	114,316
未収収益	37,838	92,795
立替金	24,123	24,595
その他	10	-
流動資産合計	649,531	493,752
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1 8,789	7,263
器具備品（純額）	*1 2,742	2,142
リース資産（純額）	*1 1,051	503
有形固定資産合計	12,584	9,908
無形固定資産		
ソフトウェア	3,198	2,715
電話加入権	1,294	1,294
無形固定資産合計	4,493	4,010
投資その他の資産		
投資有価証券	998	-
破産更生債権等	2,459	2,459
長期差入保証金	22,760	21,789
長期前払費用	1,315	929
貸倒引当金	2,459	2,459
投資その他の資産合計	25,074	22,719

固定資産合計	42,152	36,638
資産合計	691,684	530,390
負債の部		
流動負債		
預り金	11,133	12,033
未払金	13,468	13,933
未払手数料	23,252	38,185
リース債務	585	558
未払費用	4,706	3,147
未払委託調査費	93,118	77,799
未払法人税等	2,556	2,686
未払消費税等	953	4,412
前受収益	815	815
賞与引当金	9,000	6,637
流動負債合計	159,590	160,210
固定負債		
リース債務	558	-
長期未払金	2,666	-
長期前受収益	2,777	1,961
固定負債合計	6,002	1,961
負債合計	165,593	162,172
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,155,000	1,155,000
資本剰余金		
資本準備金	125,000	125,000
資本剰余金合計	125,000	125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	753,907	911,781
利益剰余金合計	753,907	911,781
株主資本合計	526,092	368,218
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	-
評価・換算差額等合計	1	-
純資産合計	526,090	368,218
負債・純資産合計	691,684	530,390

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	614,791	625,535
投資助言報酬	13,179	5,467
運用受託報酬	128,040	231,906
投資兼業報酬	9,268	7,193
営業収益合計	765,279	870,101
営業費用		
支払手数料	210,018	222,650
広告宣伝費	5,279	1,574
調査費	49,990	54,408
委託調査費	187,290	196,579

図書費	649	533
委託計算費	1,827	1,918
通信費	3,301	4,334
印刷費	11,349	7,815
諸会費	2,088	2,405
営業費用合計	471,796	492,221
一般管理費		
給料・手当	265,682	277,417
役員報酬	4,800	24,600
貸倒引当金繰入額	2,459	
賞与引当金繰入額	9,000	6,637
租税公課	3,068	3,764
不動産賃借料	34,070	34,070
退職給付費用	7,900	9,024
固定資産減価償却費	3,602	3,417
消耗器具備品費	5,008	4,367
機器賃借料	61,726	53,683
法律専門家報酬	2,405	4,854
新人採用費	12,168	13,144
諸経費	104,885	101,733
一般管理費合計	516,779	536,714
営業損失	223,295	158,833
営業外収益		
受取利息	*1 402	1,107
その他営業外収益	*2 1,382	30
営業外収益合計	1,785	1,138
営業外費用		
支払利息	61	37
株式交付費	941	
その他営業外費用	*3 770	184
営業外費用合計	1,772	221
経常損失	223,283	157,916
特別利益		
賞与引当金戻入額		2,240
特別利益合計		2,240
特別損失		
固定資産廃棄損	*4	90
特別退職加算金	1,100	362
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		794
特別損失合計	1,100	1,247
税引前当期純損失	224,383	156,923
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損失	225,333	157,873

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,030,000	1,155,000
当期変動額		

新株の発行	125,000	-
当期変動額合計	125,000	-
当期末残高	1,155,000	1,155,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	-	125,000
当期変動額		
新株の発行	125,000	-
当期変動額合計	125,000	-
当期末残高	125,000	125,000
資本剰余金合計		
前期末残高	-	125,000
当期変動額		
新株の発行	125,000	-
当期変動額合計	125,000	-
当期末残高	125,000	125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	528,574	753,907
当期変動額		
当期純損失	225,333	157,873
当期変動額合計	225,333	157,873
当期末残高	753,907	911,781
利益剰余金合計		
前期末残高	528,574	753,907
当期変動額		
当期純損失	225,333	157,873
当期変動額合計	225,333	157,873
当期末残高	753,907	911,781
株主資本合計		
前期末残高	501,425	526,092
当期変動額		
新株の発行	250,000	-
当期純損失	225,333	157,873
当期変動額合計	24,666	157,873
当期末残高	526,092	368,218
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	1
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	1
当期変動額合計	1	1
当期末残高	1	-
評価換算差額等合計		
前期末残高	-	1
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	1
当期変動額合計	1	1
当期末残高	1	-
純資産合計		
前期末残高	501,425	526,090
当期変動額		
新株の発行	250,000	-
当期純損失	225,333	157,873

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	1
当期変動額合計	24,666	157,872
当期末残高	526,090	368,218

[次へ](#)

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
建物附属設備 12,633千円	建物附属設備 14,160千円
器具備品 6,430千円	器具備品 4,238千円
リース資産 1,097千円	リース資産 1,645千円

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
*1	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 受取利息 1,102千円
*2 その他営業外収益 事業税確定還付金 525千円 消費税確定還付加算金 219千円 確定拠出金事業主返還金 487千円 その他営業外収益 150千円	
*3 その他営業外費用 業務処理過誤により発生した費用 284千円 立替印刷費誤算回収不能額 485千円	*3 その他営業外費用 業務処理過誤により発生した費用 105千円 立替印刷費誤算回収不能額 79千円
*4	*4 固定資産廃棄損の内訳は次の通りであります。 器具備品 90千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,100	500		4,600
合計	4,100	500		4,600

（注）普通株式の発行済株式総数の増加500株は、株主割当による新株の発行による増加であります。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,600			4,600
合計	4,600			4,600

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に よっているもの) (借主側) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と して算定する方法によっております。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に よっているもの) (借主側) リース資産の内容 有形固定資産 同 左 リース資産の減価償却の方法 同 左

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、借入等による資金調達は行っておりません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

投資有価証券である投資信託受益証券は、主に自己設定による目的で保有しております。市場価格の変動リスクに晒されていますが、これは、早期に売却する予定のものであるため、リスクは僅少であります。

営業債務である未払委託者調査費は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(＊)	時価(＊)	差額
(1) 現金及び預金	514,170	514,170	-
(2) 未収委託者報酬	62,134	62,134	-
(3) 未収収益	37,838	37,838	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	998	998	-
(5) 未払委託調査費	(93,118)	(93,118)	-

(＊) 負債に計上されているものは、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 未収委託者報酬及び(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

すべて投資信託受益証券であり、投資信託受益証券は、基準価額で評価しております。

(5) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、借入等による資金調達は行っておりません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

営業債務である未払委託者調査費は、1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(＊)	時価(＊)	差額
(1) 現金及び預金	199,379	199,379	-
(2) 関係会社短期貸付金	50,000	50,000	-

(3) 未収委託者報酬	114,316	114,316	-
(4) 未収収益	92,795	92,795	-
(5) 未払委託調査費	(77,799)	(77,799)	-

(*) 負債に計上されているものは、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金・(2) 関係会社短期貸付金・(3) 未収委託者報酬、並びに(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(5) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	199,379
関係会社短期貸付金	50,000
未収委託者報酬	114,316
未収収益	92,795
合計	456,408

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. その他有価証券

(単位：千円)

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価をこえるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価をこえないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	998	1,000	1
小計	998	1,000	1
合計	998	1,000	1

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額
株式	-	-
債券	-	-
その他	1,001	1
合計	1,001	1

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項ありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項ありません。

（退職給付関係）

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度を採用しております。	1．採用している退職給付制度の概要 同 左
2．退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金支払額 7,900千円 退職給付費用 7,900千円 他に特別退職加算金1,100千円を計上しております。	2．退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金支払額 9,024千円 退職給付費用 9,024千円 他に特別退職加算金362千円を計上しております。

（税効果会計関係）

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金 127,146	繰越欠損金 127,438
未払事業税 653	未払事業税 702
確定退職金未払否認 1,085	減価償却超過額 417
減価償却超過額 547	賞与引当金 2,701
賞与引当金 3,663	貸倒引当金 1,001
貸倒引当金 1,001	資産除去債務 394
その他 983	繰延税金資産小計 132,655
繰延税金資産小計 135,081	評価性引当金 (132,655)

評価性引当金	(135,081)	繰延税金資産合計	-
繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-
繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	-
繰延税金資産の純額	-		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。		同 左	

(資産除去債務関係)

当事業年度末（平成23年3月31日）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間は入居から31年間を採用しております。

当会計年度において、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は5,470千円であります。

また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

（単位：千円）

日本	中国	その他	合計
58,767	120,055	65,744	244,566

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益	関連するセグメント名
Japan Asia Securities Limited	117,053	-

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所有 (被所有 割合)	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジアホールディングズ(株)	東京都千代田区	2,641 百万円	投資 事業	被所有 直接 100%	経営管理 役員の 兼任	資金の貸付 資金の回収 貸付金利息 の受取	400,000千円 400,000千円 385千円		

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本アジアグループ(株)（東京証券取引所に上場）

日本アジアホールディングズ(株)(非上場)

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所有(被所有) 割合	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジアホールディングズ(株)	東京都千代田区	2,641 百万円	投資 事業	被所有 直接 100%	経営管理 役員の 兼任	資金の貸付 資金の回収 貸付金利息 の受取	690,000千円 640,000千円 1,102千円	関係 会社 短期 貸付 金	50,000 千円

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本アジアグループ(株)(東京証券取引所に上場)

日本アジアホールディングズ(株)(非上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	114,367円55銭	1株当たり純資産額	80,047円46銭
1株当たり当期純損失金額	52,808円36銭	1株当たり当期純損失金額	34,320円39銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		同左	
1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎		1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純損失	225,333千円	損益計算書上の当期純損失	157,873千円
普通株式に係る当期純損失	225,333千円	普通株式に係る当期純損失	157,873千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	4,267株	普通株式の期中平均株式数	4,600株

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時 価法により評価しております。 (評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均 法により算定しております。)	(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時 価法により評価しております。 (評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均 法により算定しております。) なお、当事業年度末において残高 はございません。
2. 固定資産の減価償却の 方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除 く) 主に定率法を採用しております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについ ては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用して おります。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リー ス取引に係るリース資産につい ては、リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法を採用し ております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除 く) 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 (3) リース資産 同 左
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支払時に全額費用処理しております。	_____
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績率に よる計算額を、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を 検討し、回収不能見込額を計上して おります。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、支給 見込額に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 同 左 (2) 賞与引当金 同 左

5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左
-----------------------	---------------------------------------	------------------

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(資産除去債務に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当事業年度の営業損失及び経常損失は176千円、税引前当期純損失は970千円それぞれ増加しております。</p>

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額（平成23年3月31日現在）

324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 10,000百万円（平成23年3月31日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成23年3月31日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
楽天証券株式会社	7,477百万円	
楽天銀行株式会社	23,485百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図、連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、投資信託証券の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 交付目論見書の表紙等への記載事項について、以下の事項を記載することがあります。

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- 目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- 金融商品取引法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- 次の事項を記載することがあります。
 - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

(2) 交付目論見書の表紙等に当ファンドおよび委託会社のロゴ・マークや図案等を記載することがあります。

(3) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年7月26日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小西 文夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 樽本 修平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型の平成21年6月2日から平成22年5月31日までの第9期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型の平成22年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年7月26日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小西 文夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 樽本 修平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型の平成21年6月2日から平成22年5月31日までの第9期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型の平成22年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年7月26日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小西 文夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 樽本 修平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型の平成21年6月2日から平成22年5月31日までの第9期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型の平成22年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月15日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小西 文夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 樽本 修平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年7月26日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小西 文夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三宅 孝典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第10期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型の平成23年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年7月26日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小西 文夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三宅 孝典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第10期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型の平成23年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年7月26日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小西 文夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三宅 孝典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第10期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型の平成23年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月13日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	小西 文夫 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	三宅 孝典 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。